

官報

号外

昭和三十八年六月二十七日

第四十三回 衆議院會議録 第四十一号

昭和三十八年六月二十七日(木曜日)

議事日程 第三十八号

昭和三十八年六月二十七日

午後二時開議

第一 中小企業指導法案(内閣提出)

(前会の続)

第二 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(前会の続)

第三 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(前会の続)

第四 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(前会の続)

第五 地方行政連絡会議法案(内閣提出)

(内閣提出)

第六 甘味資源特別措置法案(内閣提出)

(内閣提出)

第七 沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出)

第八 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

第九 電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出)

第十 石炭鉱業經理規制臨時措置法案(内閣提出)

第十一 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(内閣提出)

第十三 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 日本鉄道建設公団法案(内閣提出)

第十五 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 旧金殖産章年金受給者に關する特別措置法案(小笠公昭君外十五名提出)

第十七 関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第

十議定書(日本国及びニュージーランド)の締結について承認を求めるの件

第十八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

第二十 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十一 国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出)

第二十二 日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条1(a)(ii)の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を

求めるの件

第二十三 通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第二十四 通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

第二十五 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十六 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十七 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案(内閣提出)

第二十八 河川法案(内閣提出)

するの動議(竹山祐太郎君外十二名提出)

日程第一 中小企業指導法案(内閣提出)

日程第二 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(前会の続)

(前会の続)

(前会の続)

○本日の会議に付した案件

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分と

昭和三十一年六月二十七日 衆議院會議第四十一号 本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議

午後二時二十六分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(竹山祐太郎君外十二名提出)

○議長(清瀬一郎君) 竹山祐太郎君外

二十二名から、本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議が提出されております。本動議は記名投票をもって、採決いたします。

本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

○議長(清瀬一郎君) 引き続きつすみやかに御投票願います。――引き続きつて御投票願います。

○議長(清瀬一郎君) 引き続きつすみやかに御投票願います。――引き続きつて御投票願います。

○議長(清瀬一郎君) 引き続きつすみやかに御投票願います。――引き続きつて御投票願います。

○議長(清瀬一郎君) 引き続きつすみやかに御投票願います。――引き続きつて御投票願います。

○議長(清瀬一郎君) 引き続きつすみやかに御投票願います。――引き続きつて御投票願います。

○議長(清瀬一郎君) 引き続きつすみやかに御投票願います。――引き続きつて御投票願います。

○議長(清瀬一郎君) あと一分です。

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたします。あと三十秒です。――投票箱閉鎖。開

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。投票の結果を事務総長より報告いたします。

伊藤宗一郎君	飯塚 定輔君	宇田 國榮君	宇野 宗佑君	植木庚子郎君	内田 常雄君	浦野 幸男君	遠藤 三郎君	小川 平二君	小澤 太郎君	大石 武一郎君	大沢 雄一郎君	大橋 武夫君	岡田 修一郎君	加藤 高藏君	海部 俊樹君	金子 岩三君	上林山榮吉君	鴨田 宗一郎君	川野 芳満君	木村 公平君	木村 守江君	久野 忠治君	久保田藤麿君	倉成 正君	黒金 泰美君	小枝 一雄君	小平 久雄君	細瀬 彌三君	佐々木義武君	佐藤洋之助君	坂田 道太君	坂本 一雄君	伊藤 繁次郎君	今松 治郎君	宇都宮徳馬君	上村千一郎君	白井 莊一君	内海 安吉君	江崎 真澄君	小川 牛次君	小澤佐重喜君	尾関 義一君	大倉 三郎君	大高 康君	岡崎 英城君	岡本 茂君	賀屋 興宜君	金子 一平君	金丸 信君	神田 博君	川島正次郎君	菅 太郎君	木村 俊夫君	北澤 直吉君	久保田門次君	草野 一郎君	蔵内 修治君	小泉 純也君	小島 徹三君	小山 長規君	佐々木秀世君	佐藤 榮作君	坂田 英一君	櫻内 義雄君	薩摩 雄次君	権熊 三郎君	澁谷 直藏君	正示啓次郎君	周東 英雄君	鈴木 正吾君	鈴木 善幸君	瀬戸山三男君	園田 直君	田口長治郎君	田中 榮一君	田中 龍夫君	高田 富興君	高橋 等君	竹山祐太郎君	津雲 國利君	辻 寛一君	渡海元三郎君	床次 徳二君	内藤 隆君	中野 四郎君	中村 寅太郎君	永田 亮一君	南條 徳男君	丹羽喬四郎君	西村 英一君	野原 正勝君	橋本登美三郎君	長谷川 峻君	濱地 文平君	林 博君	原田 憲君	福家 俊一君	福田 篤泰君	篠田 弘作君	島村 一郎君	白濱 仁吉君	齋原 正一君	鈴木 仙八君	砂原 格君	關谷 勝利君	田川 誠一君	田中伊三次君	田中 角榮君	田邊 國男君	高橋清一郎君	高見 三郎君	谷垣 專一君	塚原 俊郎君	寺島隆太郎君	徳安 實藏君	富田 健治君	中曾根康弘君	中村 幸八君	中村 庸一郎君	瀬尾 弘吉君	二階堂 進君	丹羽 兵助君	野田 武夫君	羽田武嗣郎君	長谷川四郎君	八田 貞義君	早川 崇君	原 健三郎君	廣瀬 正雄君	福田 舂夫君	福田 一君	福永 健司君	藤枝 泉介君	藤山愛一郎君	古井 喜實君	保科善四郎君	坊 秀男君	前尾繁三郎君	前田 義雄君	益谷 秀次君	松浦周太郎君	松永 東君	松山千恵子君	三木 武夫君	南 好雄君	森 清君	森田重次郎君	八木 徹雄君	山手 満男君	吉田 重延君	井堀 繁男君	内海 清君	片山 哲君	田中幾三郎君	西尾 末廣君	本島百合子君	安宅 常彦君	有馬 輝武君	井伊 誠一君	井手 以誠君	石田 有全君	石山 權作君	稻村 隆一君	藤井 勝志君	藤田 義光君	船田 中君	古川 丈吉君	保利 茂君	堀内 一雄君	前田 正男君	牧野 寛索君	増田甲子七君	松浦 東介君	松本 一郎君	三池 信君	水田三喜男君	毛利 松平君	森下 國雄君	森山 欽司君	保岡 武久君	山中 貞則君	米山 恒治君	稻富 稔人君	春日 一幸君	佐々木良作君	玉置 一徳君	門司 亮君	浅沼 享子君	淡谷 悠蔵君	井岡 大治君	猪俣 浩三君	石橋 政嗣君	板川 正吾君	緒方 幸男君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

昭和三十三年六月二十七日 衆議院會議録第四十一号

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議 中小企業指導法案外三案

大柴 滋夫君	岡 良一君
岡田 利春君	岡本 隆一君
加藤 勘十君	加藤 清二君
片島 港君	勝澤 芳雄君
角屋堅次郎君	川俣 清吾君
川村 義義君	河上丈太郎君
河野 正君	木原津與志君
北山 愛郎君	久保 三郎君
久保田鶴松君	栗原 俊夫君
栗林 三郎君	黒田 壽男君
小林 信一君	小林 進君
兒玉 末男君	五島 虎雄君
河野 密君	佐々木更三君
佐藤觀次郎君	佐野 憲治君
坂本 泰良君	阪上安太郎君
島上善五郎君	島本 虎三君
下平 正一君	東海林 勉君
杉山元治郎君	鈴木茂三郎君
田口 誠治君	田中織之進君
田中 武夫君	田邊 誠君
田原 春次君	多賀谷眞慈君
高田 富之君	高津 正道君
滝井 義高君	橋 兼次郎君
坪野 米男君	堂森 芳夫君
中澤 茂一君	中島 巖君
中村 重光君	中村 高一君
中村 英男君	永井勝次郎君
成田 知巳君	二宮 武夫君
西村 力弥君	野口 忠夫君
野原 覺君	長谷川 保君
畑 和君	原 茂君
原 彪君	日野 吉夫君
肥田 次郎君	平岡忠次郎君

広瀬 秀吉君	藤原豊次郎君
穂積 七郎君	細迫 兼光君
前田榮之助君	松井 政吉君
松井 誠君	松平 忠久君
松原喜之次君	松前 重義君
三木 喜夫君	三宅 正一君
武藤 山治君	村山 喜一君
森島 守人君	森本 靖君
八百板 正君	八木 一男君
安井 吉典君	安平 鹿一君
柳田 秀一君	山内 広君
山口丈太郎君	山口 鶴男君
山田 長司君	山中 吾郎君
山中日露史君	山花 秀雄君
山本 幸一君	湯山 勇君
横山 利秋君	吉村 吉雄君
渡辺 惣蔵君	川上 貫一君
志賀 義雄君	谷口善太郎君

程第三、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案、日程第四、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題とし、前会の議事を継続いたします。

中小企業指導法案に対する田中武夫君提出の修正案の趣旨弁明を許します。田中武夫君。

〔田中武夫君登壇〕

○田中武夫君 私は、中小企業指導法案に対する修正案について、その説明を申し上げたいと思います。

本日の会議に關して、先ほど竹山祐太郎君外二十二名から、発言時間の制限についての動議が出され、可決せられました。このような態度、すなわち多数をもって言論の府である国会での発言を封鎖する、このことが国会を混乱さすところの第一の原因であること、を銘記していただきたいと思ひます。

〔拍手〕ことに提案趣旨の説明や答弁にまで時間の制限を付するということ、は、何といつても納得がいかないものであります。ただし、きめられたことに對しましては、それがどのようなものであろうとも守つていきたいと思ひます。そこで少々、このところは議長においても善処していただくより、まずお願いを申し上げておきます。

（拍手）

ここ一、二年の間に、私たちは自民党の中小企業関係各委員の諸君と一緒に、あるときは講師という名目で、あるときはあいさつという形で、中小企業基本法並びにこれに關連する法案につきましては十分に審議を尽くし、よりよきものとして成立せしめるといふことを、多くの中小企業者を前にいたしましてともに約束してきたのであります。しかるに、御承知のような状態で委員会の採決が行なわれましたことにつきましては、たいへん遺憾であります。

そこで、私は、多くの中小企業者に約束してまいりましたこの約束に従ひまして、ここに中小企業指導法案の修正案を提出したいと思ひるのであります。

本法案は、中小企業基本法体系の一法案であります。したがって、中小企業基本法について、われわれと政府との考え方を明らかにしておかないと、この修正の意味がないのであります。そこで中小企業基本法の審議の中で、われわれと政府との間に大きな考え方の相違があつたということが出てまゐつたのであります。たとえば六月十一日の商工委員会、福田通産大臣は、「いわゆる傾斜的に産業がずつと進んでおる。それをどこで切るか」といふことについていろいろの考え方があつたといふような立場に立つて、基本法というものをわれわれは考へてゐるわけでありまして、このように言つておられます。また昨夜、総理はわが党の松平議員の中小企業省設置に対する考え方についての答弁の中で、中小企業といふものは特段なものでなくて、それぞ

れの産業の中における縦の問題だ、このように言われておるのであります。すなわち、傾斜の中にあつて、ここから上が大企業、ここから下が中小企業といういわゆる量的なものであつて、質的なものでない、このように言われておるのであります。しかし、すでに政府が発行したいろいろな文書を見ますのに、まず所得倍増計画でございますが、所得倍増計画は池田政策の基本ともいふべきものであります。その「第一部 総説、第二章 計画の課題」、七ページであります。その第五には、わが国経済の多年の懸案である二重構造の緩和をはかる、こういふように書いてあるのであります。また同じ所得倍増計画の「第三部 民間部門の予測と誘導政策」の中で、「第三章 産業構造の高度化と二重構造の緩和」といふよりうたつておられます。また経済白書の第三十六年度には、「第一部 総説、三 高度成長下の構造変化、(6) 分配構造の変化」の中で、すなわち六七ページに「日本経済の二重構造の端的な表現として」云々、さらに「第三部 高度成長下の問題点と構造変化、(6) 必ずし」の中で、すなわち五二ページに「日本経済の二重構造の一つの現れとみられてきた大企業と中小企業との賃金格差」云々となつておるのであります。さらに、最近の経済白書にも、「第一部 総説、三日

本の景気循環の特質と変貌、(7) 二重構造解消過程における「云々」となっており。このように、政府が出した権威ある経済白書の中で、すでに二重構造を認めておるのであるが、中小企業基本法の審議に入り、したときに、どうして二重構造はないと、こういうように態度が変わつてきたかをわれわれは奇怪に思つておるのであります。

明治のあの封建的な中に、西歐諸国のいわゆる資本主義が入つてまいりました。その資本主義のゆがめられた発展の中に経済の二重構造が存在する、一体それはどういふことか、これにつきましてはすでに提案説明の際にも申し上げましたが、一國の経済の中に、先進國の産業構造と低開発國の狀態が同居しておる、この日本の經濟の狀態をわれわれは二重構造と言つておるのであります。この二重構造を解消していく、これに政策の目標を持たなければ、中小企業、ことに零細企業に対する抜本的な施策は立てられないのであります。政府案が中小企業のためのものでなく、大企業のための中小企業基本法案であり、あるいは農業基本法と同様零細企業切り捨ての法案であり、本によつて魚を求むるたぐいであると批判せられるゆゑんもまたここにあるのであります。(拍手)この考え方が具體的には中小企業省の設置あるいは中小企業の事業分野の確保、こういうこ

とにあらわれてくるのであります。去る六月十二日の公聴会で、自民党推薦の中小企業研究所長の中島英信君ですら、政府の中小企業基本法はいわゆる秀才教育である、英才教育である、中小企業の中でもよりよきものを救おうとする政策であるということを書いておるのであります。皆さん方が推薦をせられた公述人であり、この考え方の上に立つて提案せられた中小企業基本法を母法とする本法案もまた、それと同じ態度をとつておるのであります。すなわち、中小企業の指導にあたりまして、中小企業のために指導するのでなく、大企業に向くような中小企業をつくる、こういうところを目ざしたところの法案でございます。

そこで、われわれはそうではなくて、十分に中小企業の下部にまでこの指導が、政策が浸透するようにこの法案を修正したいのであります。そこで、修正案を朗読させていただきます。

中小企業指導法案に対する修正案

正案

中小企業指導法案の一部を次のように修正する。

第二条を次のように改める。

(中小企業者の定義)
第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に掲げる者をいう。

一 常時使用する従業員の数が三

百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社(前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者を除く)にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 この法律に規定する諸事項を実施するための法律の規定により設立された団体であつて、前各号に掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの

第四十一条中「又は職員」を削る。

以上でございます。

ういふ線ていくならば、中小企業の指導が、いわゆる秀才教育あるいは上の者だけをうまく指導していくということになるのであります。そこでただいま読み上げましたように、三千万円かつ三百人「並びに」と「かつ」との違いについては、十分御承知と思ひます。政府案は、いずれか二つの要件のうち一つがあればいい。われわれは双方を要件としておる。そのことによつて対象事業をぐんと縮めることができるのです。そうすることによつて、この指導の政策がより小さいところに及ぶようにいたしましたのであります。

次に、第四十一条の条文において「又は職員」を除くということですが、これは堂々、私、委員会等において……

〔発言する者多し〕
○議長(清瀬一郎君) 田中君、間もなく約束の時間がまいりますから、簡潔に御発言願ひます。

○田中武夫君(統) 委員会等において常に唱えてきたところであり、議長からの忠告もありますから、簡単に申し上げますが、第四十一条は、その違反行為をした役員または職員を罰する、こうなっております。これは刑罰、この本質として、行為者を罰するといふ趣旨でありましょう。だが、しかし左の各号をべん見てみましょ

う。第一号は「この法律の規定により

通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。——通産大臣の承認または認可を受けるものは、どういふものがあるかと言いますと、第十七条二項の理事の任命、第二十條の理事の解任、第二十七條の業務方法書の作成であります。これらは一職員の手においてやられることではないのであります。さらに第二号は第十二條の一項の政令に違反しての登記であります。登記はその法人に課せられたところの義務であり、当然理事長から見えてあります。

○議長(清瀬一郎君) 田中君、遺憾ながら時間がまいりましたが……
○田中武夫君(統) 三号、四号、五号ともに、もしあり得たといつたとしても、それは内部命令の違反であり、あるいはまた業務上横領罪なる問題であつて、この法律の違反者たり得ないのであります。

○議長(清瀬一郎君) 制限時間がまいりましたから、発言の中止を命じます。

〔発言する者多し〕
〔田中武夫君発言を継続、降壇〕
○議長(清瀬一郎君) 中止以後のことは速記に入れません。

○議長(清瀬一郎君) これより質疑に入ります。

質疑は、本案及び修正案に対する質疑を一括して行ないます。板川正吾君。

〔板川正吾君登壇〕

○板川正吾君 私は、日本社会党を代表しまして、たゞいま議題となりまして中小企業指導法案について、商工委員長及び関係大臣並びに修正案提出者に対し、若干の質疑をいたしたいと存じます。

本法案は、中小企業基本法とそれに関連する三法案を一括しまして、去る六月二十日の商工委員会において、社会党の不参加のまま自民、民社両党によって採決されたものであります。

そこで、私は、質疑に入る前に、念のために、まず、社会党がなぜ商工委員会に参加しなかったか、その理由を明らかにしておきたいと存するのであります。わが党が参加しなかった理由は、中小企業基本法の制定に反対し、うとしたのではないのであります。それどころか、中小企業基本法の制定を他党に先がけて提案したのは社会党であります。(拍手)それが呼び水となりまして、一年後の本国会に政府の中小企業基本法の提案となったのでありますから、わが党が今日中小企業基本法の成立をはばむ理由は毛頭ないのであります。しかるに、なぜ当日の審議に参加しなかったのか、その理由は、不正常な国会で立法化された法律は、決して法の權威を守るものではないと

考えたからであります。(拍手)申すまでもなく、中小企業基本法は、中小企業の基本的方向を示すものであって、いわば中小企業にとつては憲法であります。このような重要な法案は、少なくとも国会が正常に運営されている中で、十分に審議を尽くした後に、堂々と審議を打ち切るべきであるのであります。どさくさにまぎれて採決をすべきではないのであります。

当時の国会の状況は、社会労働委員長長秋田大助君が、今国会の重要法案である失対法を一方的に賛成打ち切り、採決を強行したために、全く混乱状態になりました。国会の正常化が強く要望されておつたのであります。しかるに商工委員会の開会前に、またしても内閣委員会におきまして、永山委員長によって、過去一度も審議をしていない国民の祝日に関する法律案等一連の反動立法を、社会労働委員会のどさくさに便乗して、毒を食らえばさらまでと、火事場どろぼうのような単独採決を強行するといふ、国会史上空前の暴挙が行なわれたのであります。しかも、このどさくさに便乗して、毒を食らえばさらまでという狂気じみた台風の目は、次に進路をわが商工委員会に向けてきたのであります。もし商工委員会において三たびの激突が行なわれたならば、それは国会の權威は地に落ち、国民の信頼を失墜することは明らかであります。しかもこの間にあつ

て、国会の權威の秩序を保持すべき議長、副議長は何らなすところなく、老議長は国会混乱をよそにひねもすゆう然と原書をひもとき、一方、議長を補佐すべき若き副議長は、内閣改造を前にして、ついに正常化の火をともし勇氣すら持たないという状況でありまして、こうした議長団のもとで、もし三たび目の強行採決が商工委員会で行なわれるならば、それこそ国会は收拾することのできない混乱のつぼと化し、国權の最高機關としての權威を失墜し、重大な政治的不信を招くことは明らかであつたのであります。そこで、われわれとしましては、国会の權威と正常化を取り戻す槍石として当日の審議に参加しなかつたのであります。以上の点を御了承願ひたいと存じます。

次いで質疑に入ります。

まず第一に、私は、商工委員長に本法の審議の経過についてお伺いをいたします。昨夜、本法を含め、中小企業関係五法案の委員長報告がございました。実は、老委員長が、なかなかお年に似ずかん高い早口で報告をされましたので、内容が実はさっぱりわからなかつたのであります。そこでこの際確かめておきたいのであります。中小企業指導法案は商工委員会においてどのような質疑が行なわれ、どのような意見があつたか、審議の経過を詳細に御報告をお願いいたします。おそら

く、本法には一回の質疑も行なわれないうちに、基本法を一括して採決をされたものと思ふのであります。これは商工委員会の運営上かつてない悪例でありまして、はなはだ遺憾とするところでありまして、商工委員長はどのような心境であるか、お伺いをいたしたいのであります。

第二は、御承知のように中小企業指導法案は、特殊法人である中小企業指導センターを設けまして、中小企業基本法にのっとり、中小企業の指導事業を行なうとするものであります。したがって、本法は中小企業基本法と重要な関連を持つておるのであります。そこで私は、中小企業指導法の母法たる基本法に触れながら、二、三お伺いをいたしたいと存じます。

中小企業指導センターの事業は、主として中小企業の経営管理または技術に関する指導等を行なうことになっております。しかし私は、中小企業の近代化をはかるためには、その労働関係を近代化することが重要であらうと考えておるものであります。政府の基本法の中で重要な欠陥は、一、五百万人にも及ぶ中小企業労働者に関する政策が明確でないこととあります。今日中小企業労働者は大企業の半分に近い賃金で、しかも劣悪な労働条件のもとに雇用されております。この前近代、奴隷的労働条件を放置しては、中小企業の繁栄も発展もあり得ないので

あります。私は、中小企業基本法のうちに、中小企業労働者の労働条件の改善と労働関係の近代化をはかるということが明確に打ち出されてしかるべきだと考えておるものであります。労働大臣、通産大臣及び修正案提出者はどう考えておるか、その見解を伺いたいのであります。

次に、大蔵大臣に中小企業の金融に

政府の中小企業基本法二十四条には、国は「民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導等必要な施策を講ずるものとする」とあります。ところが民間金融機関である全国銀行の中小企業向け貸出し割合を見ますと、昭和三十一年度には、全貸し付け額の三六・三％が中小企業向けに貸し付けられておつたのであります。ところが昭和三十一年度には岸内閣の不況政策の犠牲となつて、一挙に五％も下がりました。その後、池田内閣の大企業育成の所得増進政策や、その失敗による金融引き締め政策によつて、中小企業への犠牲のしわ寄せがさらにひどくなり、本年二月には二七・六％と相なつたのであります。

○議長(清瀬一郎君) 制限の時間が過ぎましたから……

○板川正吾君(続) 全事業所の九九％、全勤労者の七五％、総生産の過半を占めるわが国中小企業に対する民間

金融機関の貸し出し割合は、かくのごとく年々低下し、その貸し出し割合は全体の三〇%を下回っており、中小企業における金融事情は、過去のいかなる時代よりも今日ほど窮乏しておるべきではないのであります。中小企業基本法の制定にあたり、中小企業金融の抜本的強化が必要ではないかと思ひ、大蔵大臣の所見を承りたいのであります。

また、商工委員会における中小企業基本法案の審議の際に、大蔵省の説明員は、中小企業基本法が制定されても、金融や税制について、政府は現在以上新しい措置は考えていないと答弁してゐるのでありますが、その答弁に間違いがないかどうか。もし間違いがあれば、大臣から訂正をしていただきたいと存じます。

なお、私は、政府金融機関及び民間金融機関の貸し出し金額の一定割合を、中小企業向けに貸し付けることができるよう、基本法にその趣旨を明記すべきではないかと思ひ、あります。が、修正案提出者の見解を伺いたいのであります。

次に、自治省大臣並びに通産大臣に伺います。

中小企業基本法第四条には、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない」と規定し、国の中小企業の諸施策について……

○議長(清瀬一郎君) 板川君、制限の時間がまいりましたから、遺憾ながら発言を中止します。

〔発言する者多し〕

○議長(清瀬一郎君) 発言の中止を命じます。

○議長(清瀬一郎君) 発言の中止を命じます。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

○議長(清瀬一郎君) 板川君、発言の中止を命じました。

月二十六日に政府より提案理由の説明を聴取したのであります。そうして、四案を一括いたしました議題として、三月十九日と三月二十日の二回にわたりました質疑応答をいたしました。そして四案を一括して審議をいたしました関係上、そこで特に指導法について別々にやつておられません関係上、あるいは十分な審議をしたとは申し上げられぬかもしれませんが、私としてはしましては相当の審議時間を費やしたと存じておることを御了承いただきたいと存じます。(拍手)

○田中武夫君 板川君の私に対する質問は次の三点であつたと思ひます。第一点が中小企業に従事する労働者の労働条件等についてどう考えておるか。第二点は、中小企業の金融について一定割合の資金ワックを定めねばならないと思ひ、どうか。そうして指導法の四十一條は、又は職員を削つたが、同じ罰則である四十條はそれでいいのか、この三点であつたと思ひます。そこで逐次御答弁を申し上げたいと思ひます。

まず第一点でございますが、板川君が先ほど中小企業に働く労働者のことについて政府案は何も規定をしていないではないか、こういうことですが、まさにそのとおりでありまして、政府案の泣きどころの一つでございます。わが党の中小企業基本法案と政府案との大きな違いの一つに、わが党の基本的な考え方は、中小企業と申しまして、中小企業政策を考へておると、先ほど来私が修正案の説明で申しましたように、中小企業のうちでも大企業の役に立つことだけを考へたのとは違ひるのであります。(拍手)

そこでかつてわれわれが提案をいたしました中小企業基本法案の第七章に、特に「労働福祉及び社会保障政策」という章を設けまして、条文に出しまして五十八條から六十條までにこまかく規定をいたしております。簡単に内容を申し上げますと、まず第一は、中小企業に働く労働者の労働条件が、大企業の事業者の雇用する労働者のそれに劣ることがないようにせねばならないということが一点。次に「労働福祉事業の推進」については、中小企業者が寄つて、その従業員のために福祉厚生施設をつくる場合には、国または地方団体がこれに対して援助あるいは助成を行なう。第三点といたしましては、現在の健康保険、厚生年金、あるいは労働者災害補償保険、失業保険、こ

ういうような社会保険、そのうち労働者災害補償保険は別といたしまして、他は現在では五人以上のものにのみ強制適用があります。それ未満にはないのであります。これをすべての労働者、すべての零細企業に従事する者に適用するようにする、こういった規定を盛つておるのであります。

第二点の金融については、特別なワックが必要ではないか。まさにおっしゃるとおりでございます。わが党がすでに提出をいたしました中小企業基本法の中にも明確にうたつております。それは条文で申しますならば、第六章「金融税制政策」の点で第四十九條及び五十條にうたつておるのであります。このわれわれの考え方は、中小企業向けの金融に對しましては特に一定の割合を設定し、別ワックのものをつくる。そしてさらに第二項におきまして、政府いふところの勤労事業者に対しては、また別に別ワックをつくるということをも規定いたし、その措置に関するいろいろの方法を定めておるのであります。

実はいま申しておりますことは、きのうの中小企業基本法が上程せられたときに、わが党から提出いたしました修正案にも同じ趣旨のことを入れておりました。板川委員のおっしゃるとおりでなければならぬと考へております。

さらに、指導法の第四十條及び四十一條についてのお尋ねであつたと思ひますが、御承知のように四十條、四十一條、四十二條の三條にわたつて、この法律は罰則を設けております。しかし、第四十條の、たとえば第三十七條第一項による報告をしないとか、ある

適用するようにする、こういった規定を盛つておるのであります。

第二点の金融については、特別なワックが必要ではないか。まさにおっしゃるとおりでございます。わが党がすでに提出をいたしました中小企業基本法の中にも明確にうたつております。それは条文で申しますならば、第六章「金融税制政策」の点で第四十九條及び五十條にうたつておるのであります。このわれわれの考え方は、中小企業向けの金融に對しましては特に一定の割合を設定し、別ワックのものをつくる。そしてさらに第二項におきまして、政府いふところの勤労事業者に対しては、また別に別ワックをつくるということをも規定いたし、その措置に関するいろいろの方法を定めておるのであります。

実はいま申しておりますことは、きのうの中小企業基本法が上程せられたときに、わが党から提出いたしました修正案にも同じ趣旨のことを入れておりました。板川委員のおっしゃるとおりでなければならぬと考へております。

さらに、指導法の第四十條及び四十一條についてのお尋ねであつたと思ひますが、御承知のように四十條、四十一條、四十二條の三條にわたつて、この法律は罰則を設けております。しかし、第四十條の、たとえば第三十七條第一項による報告をしないとか、ある

適用するようにする、こういった規定を盛つておるのであります。

第二点の金融については、特別なワックが必要ではないか。まさにおっしゃるとおりでございます。わが党がすでに提出をいたしました中小企業基本法の中にも明確にうたつております。それは条文で申しますならば、第六章「金融税制政策」の点で第四十九條及び五十條にうたつておるのであります。このわれわれの考え方は、中小企業向けの金融に對しましては特に一定の割合を設定し、別ワックのものをつくる。そしてさらに第二項におきまして、政府いふところの勤労事業者に対しては、また別に別ワックをつくるということをも規定いたし、その措置に関するいろいろの方法を定めておるのであります。

いは虚偽の報告をしたとか、あるいは規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したという、この検査を拒むという行為は、その事務所における職員もあり得ると思ひます。しかし四十一條のほうは、先ほど申しましたように一号から五号まで、皆さん、この中で職員がかかるところの行為があるというなら言ってください。

○議長(清瀬一郎君) 田中君、あと一分ですから、そのつもりでやってください。

○田中武夫君(統) 一号から五号までは全然職員がかかる可能性のないものであります。それを、人を罰する法律をあまり審議もせずに、一つの型をもつてはめていく、こういうマンネリズム的な立法精神を変えてもらわなければならぬと考へて、あえて修正案を提出した次第であります。

以上、終わります。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) お答えをいたします。

千五百万人の中小企業関係労働者について政府案は何ら考慮しておらないではないかという御質問であります。が、政府案第一条で、中小企業従事者の地位の向上というのを規定しております。さらにまた、第三条第一項第八号まで、労働者の福祉の向上を政府に義務づけておるわけでございます。第十六条では、労使関係の近代化、従

業員の福祉の向上、職業訓練等の施策の充実をはからなければならぬとしておるのでございまして、決してこの労働者に対する考慮をいたしておらないのではなくて、十分な配慮をいたしておると考へておるわけでございます。

次に、地方公共団体が行なっております指導事業等に対しまして何らの措置といたし、補助的なことをしておらぬではないかという御質問のようになつたのでありますが、これにつきましては、地方公共団体が行ないます指導、診断、技術指導等に対しましては國が補助を行なつておりまして、これも四億一千万を計上いたしております。これはまた今後も増額をいたしたいと考へております。

また、指導センターに対しましては、三十八年度で五千万円の出資をいたしておりますし、事業費においても一億六百万円の補助費を出しておるようなわけでありまして、

また指導センターの職員も処罰するのはおかしいということでございますが、指導センターというのは何と

いっても公共性があるのでございまして、その公共性のある事業体の違法行為については、役員のみならず職員も処罰をするというのが従来の例でもあるし、またこれが適當であると思われるは考へておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕

○國務大臣(大橋武夫君) 中小企業労働者の労働条件の向上、労使関係の近代化に關しまする中小企業基本法案の十分なる配慮につきましては、ただいま通産大臣の申し上げたとおりであります。

そこで政府といたしましては、まず労働条件の向上対策としては、労働基準法に定める最低条件の確保をはかるばかりでなく、最低賃金制の充実拡大、一斉週休制、一斉閉店制の普及拡大、産業災害防止対策の拡充強化、中小企業退職金共済制度の普及その他の福祉向上対策等の諸施策を推進してまゐる所存であります。また労使関係の近代化対策といたしましては、中小企業の労働管理について地域別、産業別等による集団指導方式によりまして、各般の指導援助を行ないまするほか、労使双方が労使関係の正しいルールを守つて、紛争の予防と早期解決に努めるようその教育指導に努めてまゐる方針でございます。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 基本法二十四條の規定に基づきます中小企業に対する適正な融資、指導といふこの指導の具体的問題に對しての問題と、もう一つは、民間金融の一定割合を中小企業のために確保すべくもつと積極的な施策の用意があるかといふことでございますが、御承知のとおり、民間の金

融機関につきましては、中小企業に対する資金の量及び条件、金利の問題等十分なる配慮をするように指導いたしており、また通達もいたしておるわけでございます。

それから第二の問題につきましては、委員会審議の過程における政府委員の答弁についてでございますが、御承知のとおり、中小企業の育成強化につきましては、政府は、金融の円滑化及び資本の確保その他につきましまして十分なる熱意を持っておるのであります。それから金融の問題を通じて中小企業対策を十分に進めてまゐるつもりでございます。(拍手)

〔國務大臣篠田弘作君登壇〕

○國務大臣(篠田弘作君) 中小企業指導法案により、都道府県知事が行なう中小企業指導事業費に對して、國は補助金を支出しておるが、地方団体が必要とするこれらの事業経費に對する財源について自治省はどのように措置をしておるか、また今後財源確保についてどのような考へを持っておるかというお尋ねであります。

中小企業の経営診断、技術指導、その他指導関係経費につきましては、國庫補助に伴う地方負担額を地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の算定におきまして基準財政需要額に算入することといたしております。今後

とも所要財源の確保をはかつてまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上にて質疑は終了いたしました。

○議長(清瀬一郎君) これより討論に入ります。

討論は、本案及び修正案に対する討論を一括して行ないます。安井吉典君。

〔安井吉典君登壇〕

○安井吉典君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となつてゐる中小企業指導法案に關し、政府原案に對し反対、田中武夫君提出の社会党修正案に對し賛成の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

私は、まず、先ほどの田中君の言論尊重の発言はきわめて重要であると考えます。(拍手)これに對し心から共鳴する立場において一言いたしたいのであります。私は、この討論において定められた制限時間をことさらに超過しようとは考へていませんが、しかしながら、自民党の動議により、質疑、討論はまたしも、提案理由の説明から答弁に至るまで発言時間に制限を付してゐることは、まことに納得しかねるものであります。(拍手)先選以来の衆議院の運営の混乱は、与党である自民党の常軌を逸脱した社会労働委員会、統いて内閣委員会での暴挙に端を発してゐるものであり、かくて野党の与党に

対する不信感が高まり、本会議も法規典例そのまゝの運営で、先週は一議案の審議に三十一時間を要するという異常な事態を生じ、今日なおその事態は続いておるのであります。このような野党との間の不信感の高じた議会運営に顧みれば、平常の状態にある国会運営は、いかに野党第一党たる社会党の大きな協力の上に行なわれていたかというところに、与党の諸君は思いを新たにすべきだと思ふのです。かつまた、一、二の委員会での無謀きわるる運営の代償は、いかに高くつくかということとを銘記すべきであると思ふのであります。(拍手) 国会はまさに言論の府であります。言論の府と口では言いながら、頭から野党の言論を封じ、制限された短い発言時間の終わるか終わらないうちに、野党の弁士を引きずりおろしているのはだれであるかと私は問いたいのです。野党による合法的な言論等による議事妨害——フリーバスターは、英米をはじめ、外国の議会でもよくあることであります。私は本論に先立ち、議事の運営において、言論の尊重について、議長並びに与党の諸君の強い反省を求めるものであります。(拍手)

さて、わが国の中小企業は、事業所総数で九九%を占め、中小企業従事者は総数の七九%、工業生産や輸出の約半ばを占めているのに、その労働の生産性は、大企業の二分の一以下、資本の集約度や機械設備率は四分の一以下、賃金水準二分の一以下という実態であり、この大企業との間の格差是正には、思い切った保護育成政策が必要であることは当然であります。昨夜議決せられた政府提出中小企業基本法案を含め、自民党政府のこれまでの中小企業政策では、ごく安易な場当たり的態度でこれに臨み、これではいつまでたつても、中小企業問題の解決はないのであります。現在の中小企業中心課題は、独占資本主義の段階にある日本経済の中で大企業、中小企業の二重構造ということであり、この中心課題を、独占の言ひまゝになる歴代保守党政府は、故意に忘れたふりをし、たとえば、中小企業間の過当競争に小手先の処理をするくらいでお茶を濁してき、いな、むしろこの二重構造を放置し、さらに激化させることで、つまり中小企業の犠牲において、今日の大企業中心の高度経済成長政策を進めてきたといつて決して過言ではないと思ふのであります。(拍手)

かくて二重構造の解消こそが、社会党提案の中小企業基本法案の本質がそのうであるように、これこそが今日の中小企業政策の中心に据えられなくてはなりません。

〔議長退席、副議長着席〕

そして社会党の中小企業基本法案では、中小企業近代化への具体的な各般の措置を講ずるとともに、中小企業セクターを中央、地方に設置し、経営の相談、指導、診断等のサービス行政を充実することを規定していたものであります。

政府提出のこの中小企業指導法案も、おおむねねらいは似ており、したがって、この法案に規定する制度自体については私はこれを拒むものではないと思いますが、先ほど田中武夫君が説明されました社会党修正案におきまして指摘されておりますように、政府提出法案について、第一の問題点は、政府の基本法は、大企業のための基本法であり、この基本法を受けた中小企業指導法案にあつても、対象となる中小企業者を資本金五千万円以下、または従業員数三百人以下等としていることは、指導の重点が、ともすれば、中小企業の中でも上位の企業に片寄るおそれがあり、三千万円以下で、かつ三百人以下等と限定を強くし、特に最も下積みの零細な勤労性事業に指導の重点を向けようとする田中君の修正案を、私はこれこそ正當なものとして支持するものであります。(拍手)

第二に、政府案では、現在ある日本中小企業指導センターを特殊法人化し、よりとするものでありますが、この役員は、通産大臣が任命するか、またはその認可を要するものとされ、またしても通産官僚のおぼけて山を新設するか感を深くするのであります。私は、独禁法を緩和する法案か、さもないれば役人天下りの入れものづくりの法案しか出してこない通産省のあり方に、きわめて不満を感じるものであります。(拍手) 優秀な民間人の登用を私はここに特に強調したいのであります。

さらに、これまで田中君、板川君指摘のとおり、この法案は商工委員会でのただの一度も論議せられたことなく採決されたものであります。これは、国会の正しい運営を念願する上から、断じて許すべからざるところであります。(拍手)

なお、最後に一点指摘したいと思ひます。中小企業指導事業に対する政府の三十八年度予算は、たとえば中小企業診断費は、診断員の設置が全国でただの八百人、補助率二分の一、一億二千二百二十一万円、中小企業技術指導費は、二分の一補助で一億八千六百九十三万円にすぎず、その他研修事業費等合わせて一億五千九百八十一万円、この研修会のはうは予算が足りないものでありますから、研修会に出席した人から授業料を徴収するという考えと聞くのであります。これが池田内閣の重点施策の一つである中小企業政策に対する予算上の措置の実態であります。他方では、大企業に対しては膨大な財政投融資を行なった上、国税、地方税を通じ二千五百億円にのぼる膨大な減税措置を行なっていることと見比べると、まことに思ひ半ばにすぎないものがあるものであります。(拍手) 私は、この際これらの予算の徹底的な改善を政府に要求するものであります。

以上の理由をもつて、私は、政府原案に反対、田中武夫君提出の社会党修正案に賛成し、ここに討論を終えるものであります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、中小企業指導法案に対する田中武夫君提出の修正案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本修正案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議長退席〕

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

○副議長(原健三郎君) すみやかに投票をお願いします。——急ぎ御投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) ただいまから五分以内に投票されるよう望みます。その時間内に投票されない方は棄権とみなします。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) いまだ投票されない方は、なるべくすみやかに時間内に投票されるより望みます。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 急ぎ御投票願います。——間もなく制限時間がまいます。——投票漏れはございませんか。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。

〔議場開鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百二十八

可とする者(白票) 百十六

否とする者(青票) 二百十二

○副議長(原健三郎君) 右の結果、田中武夫君提出の修正案は否決されました。

田中武夫君提出の修正案を可とする議員の氏名

安宅 常彦君 赤松 勇君
浅沼 享子君 有馬 輝武君
浅谷 悠蔵君 井伊 誠一君
井岡 大治君 井手 以誠君
猪俣 浩三君 石川 次夫君

石田 有全君	石山 權作君	長谷川 保君	宇野 宗佑君	榎熊 三郎君	篠田 弘作君
板川 正吾君	緒方 孝男君	原 茂君	植木庚子郎君	澁谷 直蔵君	島村 一郎君
大柴 滋夫君	大原 亨君	日野 吉夫君	内海 安吉君	正示啓次郎君	周東 英雄君
太田 一夫君	岡 良一君	広瀬 秀吉君	江崎 真澄君	壽原 正一君	鈴木 正吾君
岡田 利春君	岡本 隆一君	穂積 七郎君	小川 平二君	鈴木 仙八君	鈴木 善幸君
加藤 勘十君	加藤 清二君	前田榮之助君	小澤 重喜君	砂原 格君	瀬戸山三男君
片島 港君	勝間田清一君	松井 誠君	尾関 義一君	關谷 勝利君	園田 直君
角屋堅次郎君	川俣 清吾君	松原喜之次君	大上 司君	田川 誠一君	田口長治郎君
川村 義彦君	河上丈太郎君	三木 喜夫君	大倉 三郎君	田澤 吉郎君	田中伊三次君
河野 正君	木原津與志君	武藤 山治君	大高 康君	田中 角榮君	田中 龍夫君
北山 愛郎君	久保 三郎君	森島 守人君	大橋 武夫君	田中 正巳君	田邊 國男君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	八木 一男君	大森 玉木君	高田 富興君	高橋 英吉君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	安井 吉典君	加藤 高蔵君	高橋清一郎君	高橋 等君
小林 信一君	兒玉 末男君	柳田 秀一君	賀屋 興宜君	高見 三郎君	竹下 登君
五島 虎雄君	河野 密君	山口 鶴男君	金子 一平君	竹山祐太郎君	谷垣 專一君
佐々木更三君	佐藤觀次郎君	山田 長司君	金丸 信君	津雲 國利君	津島 文治君
佐野 憲治君	坂本 泰良君	山中日輝史君	神田 博君	塚原 俊郎君	辻 寛一君
阪上安太郎君	實川 清之君	山本 幸一君	鳴田 宗一君	寺島隆太郎君	渡海元三郎君
島上善五郎君	島本 虎三君	横路 節雄君	飯谷 忠男君	徳安 實蔵君	床次 徳二君
東海林 稔君	杉山元治郎君	和田 博雄君	菅 太郎君	富田 健治君	内藤 隆君
鈴木茂三郎君	田口 誠治君	安藤 儼君	木村 俊夫君	中曾根康弘君	中野 四郎君
田中織之進君	田中 武夫君	逢澤 寛君	久野 忠治君	中村 梅吉君	中村 幸八君
田邊 誠君	田原 春次君	青木 正君	久保田藤麿君	中村 寅太君	中山 マサ君
多賀谷眞稔君	高田 富之君	赤澤 正道君	倉成 正君	永田 亮一君	瀬尾 弘吉君
高津 正道君	滝井 義高君	足立 篤郎君	黒金 泰美君	南條 徳男君	二階堂 進君
橋 兼次郎君	辻原 弘市君	荒松清十郎君	小枝 一雄君	丹羽喬四郎君	西村 英一君
坪野 米男君	戸叶 里子君	井原 岸高君	小島 徹三君	西村 直己君	野田 卯一君
中澤 茂一君	中村 重光君	伊藤 五郎君	小山 長規君	野田 武夫君	野原 正勝君
中村 高一君	中村 英男君	伊藤 繁次郎君	佐々木秀世君	羽田武嗣郎君	馬場 元治君
永井勝次郎君	楠崎弥之助君	伊能繁次郎君	佐藤洋之助君	橋本登美三郎君	長谷川四郎君
成田 知巳君	二宮 武夫君	池田 清志君	櫻内 義雄君	長谷川 峻君	濱野 清吾君
西村 力弥君	野口 忠夫君	石田 博英君	薩摩 雄次君	早川 崇君	林 博君
野原 覺君	芳賀 貢君	宇田 國榮君		原田 憲君	廣瀬 正雄君

否とする議員の氏名

安藤 儼君 相川 勝六君
逢澤 寛君 愛知 揆一君
青木 正君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋山 利恭君
足立 篤郎君 天野 公義君
荒松清十郎君 井出一太郎君
井原 岸高君 井村 重雄君
伊藤 五郎君 伊藤 宗一郎君
伊能繁次郎君 飯塚 定輔君
池田 清志君 石井光次郎君
石田 博英君 今松 治郎君
宇田 國榮君 宇都宮徳馬君

宇野 宗佑君 上村千一郎君
植木庚子郎君 白井 莊一君
内海 安吉君 浦野 幸男君
江崎 真澄君 小川 半次君
小川 平二君 小沢 辰男君
小澤 重喜君 小澤 太郎君
尾関 義一君 大石 武一君
大上 司君 大久保武雄君
大倉 三郎君 大沢 雄一君
大高 康君 大野 伴睦君
大橋 武夫君 大平 正芳君
大森 玉木君 岡本 茂君
加藤 高蔵君 加藤常太郎君
賀屋 興宜君 海部 俊樹君
金子 一平君 金子 岩三君
金丸 信君 上林山榮吉君
神田 博君 龜岡 高夫君
鳴田 宗一君 唐澤 俊樹君
飯谷 忠男君 川野 芳満君
菅 太郎君 木村 公平君
木村 俊夫君 木村 守江君
久野 忠治君 久保田四次君
久保田藤麿君 草野一郎平君
倉成 正君 蔵内 修治君
黒金 泰美君 小泉 純也君
小枝 一雄君 小坂澤太郎君
小島 徹三君 小平 久雄君
小山 長規君 瀧澤 彌三君
佐々木秀世君 佐々木義武君
佐藤洋之助君 齋藤 憲三君
坂田 英一君 坂田 道太君
櫻内 義雄君 笹本 一雄君
薩摩 雄次君 志賀健次郎君

榎熊 三郎君 篠田 弘作君
澁谷 直蔵君 島村 一郎君
正示啓次郎君 周東 英雄君
壽原 正一君 鈴木 正吾君
鈴木 仙八君 鈴木 善幸君
砂原 格君 瀬戸山三男君
關谷 勝利君 園田 直君
田川 誠一君 田口長治郎君
田澤 吉郎君 田中伊三次君
田中 角榮君 田中 龍夫君
田中 正巳君 田邊 國男君
高田 富興君 高橋 英吉君
高橋清一郎君 高橋 等君
高見 三郎君 竹下 登君
竹山祐太郎君 谷垣 專一君
津雲 國利君 津島 文治君
塚原 俊郎君 辻 寛一君
寺島隆太郎君 渡海元三郎君
徳安 實蔵君 床次 徳二君
富田 健治君 内藤 隆君
中曾根康弘君 中野 四郎君
中村 梅吉君 中村 幸八君
中村 寅太君 中山 マサ君
永田 亮一君 瀬尾 弘吉君
南條 徳男君 二階堂 進君
丹羽喬四郎君 西村 英一君
西村 直己君 野田 卯一君
野田 武夫君 野原 正勝君
羽田武嗣郎君 馬場 元治君
橋本登美三郎君 長谷川四郎君
長谷川 峻君 濱野 清吾君
早川 崇君 林 博君
原田 憲君 廣瀬 正雄君

福家 俊一君 福田 起夫君
福田 篤泰君 福田 一君
福永 一臣君 福永 健司君
藤井 勝志君 藤枝 泉介君
藤田 義光君 藤原 節夫君
藤山 愛一郎君 船田 中君
古井 喜實君 古川 丈吉君
保科 善四郎君 坊 秀男君
星島 二郎君 堀内 一雄君
本名 武君 前尾 繁三郎君
前田 正男君 前田 義雄君
牧野 寛索君 益谷 秀次君
増田 甲子七君 松浦 周太郎君
松永 東君 松村 謙三君
松山 千恵子君 三池 信君
水田 三喜男君 村上 勇君
毛利 松平君 森 清君
森下 國雄君 森田 重次郎君
森山 欽司君 八木 徹雄君
保岡 武久君 山口 好一君
山崎 巖君 山田 彌一君
山手 満男君 山中 貞則君
山本 猛夫君 吉田 重延君
米山 恒治君 早稲田 柳石向君
井堀 繁男君 内海 清君
春日 一幸君 田中 幾三郎君
玉置 一徳君 西尾 末廣君
門司 亮君 本島 百合子君

ります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

【議場閉鎖】
○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。
【参事氏名を点呼】
【各員投票】
○副議長(原健三郎君) すみやかに御投票願います。——急ぎ御投票願います。

【投票継続】
○副議長(原健三郎君) ただいまから三分以内に投票されるように望みます。この時間内に投票されない方は棄権とみなします。

【投票継続】
○副議長(原健三郎君) いまだ投票されない方は、すみやかに時間内に投票されるよう望みます。——間もなく制限時間がまいります。投票漏れはございませんか。

【あると呼ぶ者あり】
【投票継続】
○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませんか。
【あると呼ぶ者あり】
【投票継続】
○副議長(原健三郎君) 投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開啓。——開鎖。

○副議長(原健三郎君) 次に、中小企業指導法案につき採決いたします。
この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は修正であります。

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

【参事投票を計算】
○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

【事務総長報告】
投票総数 三百二十三
可とする者(白票) 二百七
否とする者(青票) 百十六

【拍手】
【拍手】
○副議長(原健三郎君) 右の結果、中小企業指導法案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

中小企業指導法案を委員長報告の通り決する可とする議員の氏名

安藤 覺君 相川 勝六君
逢澤 寛君 愛知 揆一君
青木 正君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋山 利恭君
足立 篤郎君 天野 公義君
總澤 健太郎君 荒松 清十郎君
井出 太郎君 井原 岸高君
井村 重雄君 伊藤 五郎君
伊藤 繁一郎君 伊藤 繁次郎君
飯塚 定輔君 池田 清志君
石田 博英君 今松 治郎君
宇野 宗佑君 上村 千一郎君
植木 庚子郎君 白井 莊一君
内海 安吉君 浦野 幸男君
江崎 真澄君 小川 半次君
小川 平二君 小沢 辰男君

小澤 佐重喜君 小澤 太郎君
尾関 義一君 大石 武二君
大上 司君 大久保 武雄君
大倉 三郎君 大沢 雄一君
大高 康君 大野 伴陸君
大橋 武夫君 大平 正芳君
大森 玉木君 岡本 茂君
加藤 高藏君 加藤 常太郎君
賀屋 興宜君 海部 俊樹君
金子 一平君 金子 岩三君
金丸 信君 上林 榮吉君
神田 博君 龜岡 高夫君
鴨田 宗一君 唐澤 俊樹君
飯谷 忠男君 川野 芳滿君
菅 太郎君 簡牛 九夫君
木村 公平君 木村 俊夫君
木村 守江君 久野 忠治君
久保田 四次君 久保田 藤磨君
久保田 四次君 倉成 正君
草野 一郎平君 倉成 正君
藏内 修治君 黒金 泰美君
小泉 純也君 小枝 一雄君
小坂 善太郎君 小島 徹三君
小平 久雄君 小山 長規君
額 彌三君 佐々木 秀世君
佐々木 義武君 佐藤 洋之助君
齋藤 憲三君 坂田 英一君
坂田 道太君 櫻内 義雄君
笹本 一雄君 薩摩 雄次君
志賀 健次郎君 椎熊 三郎君
篠田 弘作君 澁谷 直藏君
島村 一郎君 正示 啓次郎君
周東 英雄君 壽原 正一君
鈴木 正吾君 鈴木 仙八君
鈴木 善幸君 砂原 格君
瀬戸山 三男君 關谷 勝利君
國田 直君 田川 誠一君
田口 長治郎君 田澤 吉郎君
田中 伊三次君 田中 角榮君
田中 正巳君 田邊 國男君
高田 富與君 高橋 英吉君
高橋 清一郎君 高橋 等君
高見 三郎君 竹下 登君
竹山 祐太郎君 館林 三喜男君
谷垣 專一君 津雲 國利君
津島 文治君 塚原 俊郎君
辻 寛一君 寺島 隆太郎君
渡海 元三郎君 徳安 實藏君
床次 徳二君 富田 健治君
内藤 隆君 中曾 根康弘君
中野 四郎君 中村 梅吉君
中村 幸八君 中村 寅太君
中山 マサ君 永田 亮一君
瀧尾 弘吉君 南條 徳男君
二階堂 進君 丹羽 喬四郎君
西村 英一君 西村 直己君
野田 武夫君 野原 正勝君
馬場 元治君 橋本 登美三郎君
長谷川 四郎君 長谷川 峻君
林 博君 原田 憲君
廣瀬 正雄君 福家 俊一君
福田 起夫君 福田 篤泰君
福永 一臣君 福永 健司君
藤枝 泉介君 藤井 勝志君
藤田 義光君 藤原 節夫君
藤山 愛一郎君 船田 中君
古井 喜實君 古川 丈吉君
保科 善四郎君 坊 秀男君
星島 二郎君 堀内 一雄君
本名 武君 前尾 繁三郎君
前田 正男君 前田 義雄君
牧野 寛索君 益谷 秀次君
増田 甲子七君 松浦 周太郎君
松永 東君 松村 謙三君
松山 千恵子君 三池 信君
水田 三喜男君 村上 勇君
毛利 松平君 森 清君
森下 國雄君 森田 重次郎君
森山 欽司君 八木 徹雄君
保岡 武久君 山口 好一君
山崎 巖君 山田 彌一君
山手 満男君 山中 貞則君
山本 猛夫君 吉田 重延君
米山 恒治君 早稲田 柳石向君
井堀 繁男君 内海 清君
春日 一幸君 田中 幾三郎君
玉置 一徳君 西尾 末廣君
門司 亮君 本島 百合子君

昭和三十一年六月二十七日 衆議院會議録第四十一号 中小企業指導法案外三案

船田 中君	古井 喜實君
古川 文吉君	保科善四郎君
坊 秀男君	星島 二郎君
堀内 一雄君	本名 武君
前尾繁三郎君	前田 正男君
前田 義雄君	益谷 秀次君
増田甲子七君	松浦周太郎君
松永 東君	松村 謙三君
松山千恵子君	三池 信君
水田三喜男君	村上 勇君
毛利 松平君	森 清君
森下 國雄君	森田重次郎君
八木 徹雄君	保岡 武久君
山口 好一君	山崎 巖君
山田 彌一君	山手 満男君
山中 貞則君	山本 猛夫君
吉田 重延君	米山 恒治君
早稲田柳右衛門君	井堀 繁男君
内海 清君	春日 一幸君
田中幾三郎君	玉置 一徳君
西尾 末廣君	門司 亮君
本島百合子君	
否とする議員の氏名	
安宅 常彦君	赤松 勇君
浅沼 享子君	有馬 輝武君
淡谷 悠蔵君	井伊 誠一君
井岡 大治君	井手 以誠君
猪俣 浩三君	石川 次夫君
石田 有全君	石山 權作君
緒方 孝男君	大柴 滋夫君
大原 亨君	太田 一夫君
岡 良一君	岡田 利春君
岡本 隆一君	加藤 勤十君

加藤 清二君	片島 港君
勝岡田清一君	角屋堅次郎君
川俣 清吉君	川村 義義君
河上丈太郎君	河野 正君
木原津與志君	北山 愛郎君
久保 三郎君	久保田鶴松君
久保田 豊君	栗原 俊夫君
栗林 三郎君	黒田 壽男君
小林 信一君	兒玉 末男君
五島 虎雄君	河野 密君
佐々木更三君	佐野 憲治君
坂本 泰良君	阪上安太郎君
實川 清之君	島上善五郎君
島本 虎三君	東海林 稔君
杉山元治郎君	鈴木茂三郎君
田口 誠治君	田中 武夫君
田邊 誠君	田原 春次君
多賀谷眞稔君	高田 富之君
高津 正道君	滝井 義高君
橋 兼次郎君	辻原 弘市君
坪野 米男君	戸叶 里子君
中澤 茂一君	中村 重光君
中村 高一君	中村 英男君
橋崎弥之助君	成田 知巳君
二宮 武夫君	西村 力弥君
野口 忠夫君	野原 覺君
芳賀 貢君	長谷川 保君
畑 和君	原 茂君
原 彪君	日野 吉夫君
肥田 次郎君	平岡忠次郎君
広瀬 秀吉君	帆足 計君
穂積 七郎君	細迫 兼光君
前田榮之助君	松井 政吉君

松井 誠君	松平 忠久君
松原喜之次君	松前 重義君
三木 喜夫君	三宅 正一君
武藤 山治君	村山 喜一君
森島 守人君	八百板 正君
八木 一男君	矢尾喜三郎君
安井 吉典君	安平 鹿一君
柳田 秀一君	山内 広君
山口 鶴男君	山崎 始男君
山田 長司君	山中日露史君
山花 秀雄君	山本 幸一君
湯山 勇君	横路 節雄君
吉村 吉雄君	和田 博雄君
渡辺 徳蔵君	川上 貫一君
志賀 義雄君	谷口辨太郎君

第二条第三項の規定を除き、同条の改正に関する部分を次のように改める。

第二条第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであること、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むものであること、政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行なうもの。

二 常時使用する従業員の数が三十人以上の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むものであること、特定事業を行なうもの。

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社(前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者を除く。)にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであること、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

三の二 中小企業等協同組合(塩

業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであること、以上同じ。)、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行なうものであるもの。

第二条第一項第六号中「常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの」を「常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであること、同項第七号中「常時三百人以下の従業員を使用する者」を「常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のもの」に改め、同条に次の一項を加える。

第三条の改正に関する部分中「国民金融公庫(以下「金融機関」と総称する。))からの借入れに改め、」の下に「同条第二項中「百分の七十」を「百分の八十」に改める。」を加える。

以上が案文でございますが、この案文だけでは皆さんが全然おわかり

11011

中小企業信用保険法は、いわゆる信

したがって、当初は政府部内に特別会

この制度の特徴としては、保証協会

政府の改正案は、中小企業基本法案

上のほうへ上げれば上げるほど対象が

煙旨をも没却することになるわけであ

ここに、「並びに」という字句と「か

次に、てん補率を七〇%から八〇%

商工委員会の方々は御承知のことと思

わめて困難である。したがって、他の

100

たりまして、この程度の実質的な改正

すなわち現行の政府案よりもそれ

本案及び修正案に対する質疑を一括

〔中村重光君登壇〕

まず第一に、信用補完制度に対する

中小企業信用保険は、昭和二十五年

が、実際の運営並びに本改正法律案

近代化保険もしかりであります。この

100

たしておるのであります。このことは、社会政策的な観点に立つべき信用補完制度を、経済政策的に置きかえようとしているのであり、本来の零細企業の信用を補完するという立法の精神を完全に踏みにじる政策であると申さざるを得ません。この点に対する大蔵、通産両大臣の所信を伺いたいののであります。

第二に伺いたいのは、本改正法律案の第三条によりますと、中小企業信用保険公庫は、信用保証協会を相手方として、中小企業金融公庫または国民金融公庫からの借り入れによる債務の保証について、保険契約を締結することができるとありますが、これはまことに不可解であります。本来、政府資金の貸し付けを行なう政府関係金融機関は、同じく政府資金をもつて行なう信用保険の対象としないことがたてまえであります。あえてこれを対象とするのはいかなる理由によるものか、大蔵大臣から明確にお答えを願いたいののであります。

さらに、この新種保険には、相当額の原資と再保険に伴う費用が必要であります。特別の予算措置が明らかにされておられません。この点もあわせてお答えを願いたいののであります。

さらに、地方自治体に対しても出捐金を期待いたしておるようであり、また、地方財政の立場から自治大臣の考え方も伺いたいののであります。

質問の第三点は、信用保険公庫並びに信用保証協会の運営のあり方についてであります。中小企業基本調査資料によると、工業で従業員二十人以下の中小企業の五〇％強は、借り入れ金のない企業として表示されているのであります。しかも、この借り入れ金は、金融機関、取引先、貸し金業者、親戚、知人を含んでいるのであります。したがって、この資料によりますと、零細業者の約半数は、金は借りたがだれも貸してくれない人がなく、四苦八苦の状態にあると判断されるのであります。政府は信用補完を最も手厚く行なわなければならぬこれらの零細企業者を置き去りにしようとするのか、何ゆえこれらの零細企業のために制定した小口保険のてん補率を、現在の七〇％から八〇％ないし九〇％に引き上げる等の措置をもつて、この生業的な零細企業を救済しようとしないうのか、この点に対し、大蔵、通産両大臣の考え方を伺いたいののであります。

また、企業転換の御方針があるのかどうか、政府の中小企業基本法案の内容を見ると、そうした方針があるようにも考えられますので、労働大臣の御方針をお聞かせ願いたいののであります。

さらに伺いたい第四の点は、税制に関する問題であります。すなわち、今日、たとえば中小企業金融公庫から資金を借り入れる場合において、

提供した担保については登録税が免除されることと相なっておるのであります。これは中小企業者にとって妥当な制度であります。ところが、この制度が信用補完制度に關しては何ら適用されないという全く矛盾した現状にありま。す。すなわち、信用保証の対象となるのは零細業者であります。この零細業者が信用保証に際して提供する担保については、登録税の免税措置がないのであります。中小企業金融公庫の利用者は、どちらかといえますと、中企業の部類に属する者が多いのであります。中企業が金を借りる場合、その担保に税金がかからず、かえって免除されるべき零細業者に課税されるとい。う、全く本末転倒の弱い者いじめの税制が実施されているのであります。零細業者には税制金融上の優遇措置をとるといふのは、中小企業政策として当然あるべき姿であります。この点について、通産大臣並びに大蔵大臣はどのようなお考えを持っておるのであるか、伺いたいののであります。それを早急に是正する方針があるのか、その点に対して明確に御答弁を求めます。さらに提案者の御見解もあわせて伺いたいののであります。

最後に、中小企業信用保証協会の保証料について伺いたします。信用保証を受けようとする中小企業者にとって、信用保証料は実質的には金利にひ。つきのものではないかと。せつかく中小

企業が安い金利の資金にありつきましても、それに信用保証料が上積みされて、実質的に高い金利負担に悩むとい。うのが今日の事態であります。したが。いまして、信用保証料は、本来中小企。業者の経営の採算、すなわち収益率と。の関連において定められるべきであり。ます。最近、政府は盛んに大企業向け。低金利政策を唱えているのであります。が、この際、中小企業者、なかんずく。零細業者の実質金利負担を軽減し、そ。の円滑な金融を保証するために、信用。保証料の引き下げを断行すべきである。と思うのであります。この点につ。いて、提案者並びに通産、大蔵両大臣の。見解を承りたいのであります。

以上の諸点について、提案者並びに。関係大臣の誠意ある、かつ明確なる御。答弁を求めまして、私の質疑を終わ。ります。(拍手)

〔発言する者多し〕

○副議長(原健三郎君) 静粛に願いま。す。——静粛に願います。

〔松平忠久君登壇〕

○松平忠久君 中村重光君の質問に対。して、提出者といまして答弁を申。し上げたいと存じますが、御質問の点。は、いわゆる運営のあり方と、登録税。の問題と信用保証料を引き下げるとい。う問題でございます。

私は今日の信用保険制度はあまりに。包括保険に偏重しておると思うのであ。ります。本来、信用補完のこの制度と

いうものは、信用保証協会を援助する。ためにできた制度であります。それが。信用保証協会におんぶして運用される。というようなことは、信用保険法の趣。旨に合致するのであります。すなわち、。保証協会を援助するのでなくて、保証。協会の上にあぐらをかくような運営を。しておること、このことが包括保険偏。重の制度であるのであります。包括保。険につきましましては、もちろん信用保。険公庫が各保証協会と個別的に契約を結。ぶのでありますけれども、東京都にお。ける保証協会は包括保険は今日まだ締。結しておらぬように思います。しかし。ながら、多くの保証協会は金を借りて。おります関係上、結局この包括保険の締。結をせざるを得ない状態が今日の保証。協会の現状なのであります。したが。つて、私は、信用補完機関としての保険公。庫は、もつと信用保証協会を優遇するよ。うな考え方によって運営しなければなら。ぬと思っております。そのために。は、何とかいたしまして、資金量を増強。しなければなりません。この資金量の。増強といふことは、まず第一に考えて。いかなければならぬ問題であります。

信用保証料の軽減につきましまして。は、私先ほど提案理由の説明のとき。に申しましたけれども、今日の銀行。の制度、つまり、保証をつけたところ。の融資について特別の利息の控除。をするということが法律でできるな。らば、私はこの問題は解決すると思。い

ます。すなわち、保証料がついておるわけでありまして、それだけの利息を銀行において安くしてもいいはずであります。したがって、今日は保証協会におきましては、特別、銀行と話をし、そうして保証をつけたものに対しては、それだけ利息をまけるような、いわゆる話し合いをいたしておるのであります。この話し合いを法定化することができれば、この問題の解決に一步前進するのではないかと、こういうふうに考えておるわけであり

第三の登録税の免除に關しましては、全く同意であります。これはお

そらくここ十年來の懸案になっておるわけでありまして、国家金融機関である中小企業金融公庫とかあるいは国民金融公庫の金を借りた場合には、担保について登録税は免税になっておるけれども、しかし、保証協会の場合には登録税を払わなければならないという、こういう税制の立て方は全く本末転倒であります。大蔵省の見解といたしましては、全部国家の資金であるところの国民金融公庫並びに中小企業金融公庫、国家の資金であるからこの金を借りる場合には登録税を免除するというのが大蔵省の言い分であります。しかし、今日の保証協会は九〇%以上地方公共団体の出捐金であつて、公の金である。その性格上同一として取り扱わなければならないにもかかわらず、こ

の登録税が免除されておらない。なおかつ、商工中金の場合におきましても登録税の免除の規定はございません。こういうへんばな税体系が今日われわれ中小企業を苦しめている一つの原因になっておるのでありますから、この点については、中村君の意見に全面的に賛成をするものであると同時に、あくまで、この登録税の免税の問題につきましても、国会の審議を通じて政府をして善処させなければならぬ問題であらうと思ひます。(拍手)

〔國務大臣(福田一君) 答へをいたします。〕

信用力や担保力の弱い零細企業に対して信用の補充の制度を充実していくということは非常に重大なことでございします。しかし、これにもやはり限度がございまして、無制限にこれをやるというわけにはいかないわけでありまして、そこで信用保証協会というものを、使つてこれをやつておるのであります。信用保証協会がむやみに貸し出して、そうして信用保証協会自体がつぶれるということになつても困るわけでありまして、そこいら辺のところをよく勘案して、そうして一方においては零細企業に対してできるだけ担保力をつけるように、また信用力をつけるように、また、一方においては信用保証協会が十分立ち行くように考えていかなければならない、そういう制度でやつ

ておるわけでございます。それから中小企業信用保険公庫のてん補率の問題でございますが、これは災害等の場合には、御承知のように、八〇%というてん補率の問題等もございしますが、中小企業信用保険公庫の場合においては、てん補率は七〇%を適当と考えておるわけでございます。また、保険料率の引き下げをはかつてはどうかということでございますが、今度昭和三十三年年度の予算におきましては、保険金額に對しまして、三十七年度は五厘八毛四糸であつたのを、五厘一毛一糸に突は下げておるのであります。順次これはそういうふうによりやつてまいりたいと考えております。

〔國務大臣(福田一君) 答へをいたします。〕

それから、登録税を免除しないのはおかしいじゃないかと、こういうこととございしますが、先ほど松平議員も仰せになりましたが、全額政府出資の場合にはこれは免除することになっておりますが、信用保証協会は、九〇%が公共的なものであるとはいえないが、やはり特殊法人でありまして、全額政府出資ではございません。そうして、これも登録税を免除するということになると、農業信用基金協会とか漁業信用基金協会とかいうような同種類のものがたくさんあるわけでありまして、これらを一括いたしました考慮いたすべきでございますので、われわれ

としてもその方針で検討を続けたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣(藤田弘作君) 答へをいたします。〕

第一は、中小企業信用保険公庫が保有する債券を引き当てて同公庫に日銀から資金を供給し、これをもつて中小企業金融を潤すべきであるということとございしますが、御承知のとおり、法制上保険公庫の業務の余裕金はすべて資金運用部に預託することになっておりますので、公庫が債券を保有することはできないわけでございます。なお、信用保証協会の保証能力の拡充をはかるためには、本年度におきましても、保険公庫に対し一般會計から三十億の出資を行なつておりまして、本年度の分を入れますと、合計公庫の融資金は百四十三億円となるわけでございます。第二の問題は、第三条の問題でござ

います。政府関係機関に保険をつけるということはおかしいではないかというところでございしますが、これは政府金融機関の融資につきましても、市中金融ベースとは異なるものではございしますが、基本的には独立の金融機関としての融資の原則があることは無視できないわけでございます。特に代理貸しの問題、災害等のときでスピーディーに貸し出しをするというよりな場合、当然このような措置が必要である、こう考えておるわけでございます。

〔國務大臣(大橋武夫君) 答へをいたします。〕

それから第三点は、再保険の限度額現行七割を八割にしてはどうか。八割は災害に適用してはどうか。八割は、御承知のとおり、信用補完制度を充実してまいりながら、育成強化をはかつておるわけでございますが、基本的には自己責任で健全な発達をはかつていくことが好ましいわけでございます。現在災害及び産廃地が八〇%でありますので、一般につきましては七〇%のてん補率が適当だと現在考えておるわけでございます。それから、第四点の登録税の問題につきましては、先ほどから御議論のあるとおりでございますが、この問題に對しては検討をしてまいりたい、このように考えております。(拍手)

〔國務大臣(大橋武夫君) 答へをいたします。〕

中小企業基

が、政府としては、積極的に中小企業の事業転換を行なわせようという方針があるわけではございません。ただ、貿易の自由化その他経済界の事情の変動のため転換を余儀なくされる事業があります場合には、その事業の転換を円滑にするための必要な施策を講じようという趣旨であります。すなわち、労働省といましては、できるだけ中小企業の従事者が離職を余儀なくされることのないように配慮することはもちろんであります。やむを得ず離職者が発生する場合には、それらの離職者に対し職業紹介、転職訓練等を積極的に推進するとともに、雇用促進事業団の再就職援助業務を積極的に活用し、それら離職者の再就職を十分にはかってまいりたいと考えております。

(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(原健三郎君) これより討論に入ります。

本案及び修正案に対する討論を一括して行ないます。有馬輝武君。

[有馬輝武君登壇]

○有馬輝武君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案になりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の政府原案に反対し、社会党修正案に賛成の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

政府原案に反対する理由の第一は、政府原案が中小企業基本法において、ことごとく抽象的な訓示規定や宣言規定を羅列することによって、みずから独占資本奉仕の姿勢を徹底的にこまかそうとすることにあります。このことによつて、真に助成、育成、保護を必要とする零細企業が忘却され、犠牲にされていく悲劇は、政府の、農業基本法によつて零細農家が救済されるどころか、むしろ切り捨てられつつあるのと全く軌を一にするものであります。日本社会党は、つとに中小企業を反独占資本と経済の二重構造を解消する長期かつ基本的な考えに基づいて把握しているものであります。日本社会党は常に長期の計画経済的政策の展望上に政策を立てております。独占資本に対決するとともに、他方、消費者と労働者に対してはできる限り調和をはかりうとしておるのであります。中小、零細の区別を明らかにするとともに、商業、サービス業、工業などに分けて、業種、業態の実態に応じた政策を立て、特に当面の重点を零細企業に置いておるのであります。いかに日本社会党が中小企業問題に前向きにとらえ、血の通った施策を準備しており、これに引き比べて政府がその仮面の下で冷酷さわるものであるかは、本法を通過しても明瞭であります。

反対理由の第二は、政府原案には中小企業組織を前向きに編成しようとする実績が過去にみじんもないところにあります。法は常に事実の積み上げの上に初めてその実効をあらわすものであることは言うをまたないところでありま。このことは、たとえば、先ほど板川君が質問の中に述べましたように、全国銀行あるいは中小企業専門金融機関の融資の年度別、月別の推移を見ても歴然たるものがあります。昭和三十年末に全国銀行の中小企業向け融資が、全融資額の三六・三％であつたものが、昭和三十八年二月には二七・六％と大幅に減退しているのをそのまま放置しておいて、どこに中小企業を論じ、中小企業関係諸法を提案する資格がありましようか。(拍手)

先ほどの大蔵大臣の答弁によりますると、この融資に対して常に努力し、検討しておるという答弁でありましたけれども、無関心でこのように減退していくのなら、まだ許せるのでありますけれども、大蔵大臣のように、検討している結果がこのように減退していくのであれば、これは許しがたいこととであります。(拍手)これは、ただ金融の一面を取り上げたにすぎませんが、政府の中小企業対策がおしなべてこのような傾向にあることはゆゆしい問題であります。

反対理由の第三は、政府原案が、保証協会に対する融資と、保証協会の保証の再保険をことさらめかしく取り上げながら、その恩典を零細企業に及ぼす配慮がほとんどなされていないというところにあります。そして、千に一つでもその恩典に浴するものには、融資の金利のほかに、保証料の負担の重圧が加わるのであります。西欧の先進諸国においては、中小企業あるいは零細企業に対する問題意識がほとんどないのであります。これは日本の実態と著しくその様相を異にしておるのであります。政府の施策すべてが、税制にいたしましても、金融にしても、あらゆる施策が、先ほど述べた日本社会党の中小企業対策と同じく、常に零細企業に向けられておるから問題の起こりようがないのであります。

反対理由の第四は、政府原案では、第三条保険契約における保険金額を七〇％に押えるとともに、信用保険公庫の資金の充実を前向きに考えようとしないうところにあります。保険金額について日本社会党が主張するように一〇％上げの百分の八十にすることは、中小零細企業者の多年にわたる要望でありましたが、政府は厚顔にもこのことに完全にはおかむりを押し通しまして、この期に及んでもそのがんな態度を改めようとしないのであります。まさに実態無視もはなはだしい固陋な態度と申さなければなりません。

政府は、私がただいま指摘いたしました四点を直ちに修正し、与党の諸君も自己の立場を固執することなく、十分な配慮を尽くした日本社会党の修正案に賛成されんことを強く要望いたします。私の討論を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、松平忠久君提出の中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本修正案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

[参事氏名を点呼]

[各員投票]

○副議長(原健三郎君) すみやかに御投票願います。——急ぎ御投票を願います。

[投票継続]

○副議長(原健三郎君) ただいまから二分以内に投票されるように望みます。その時間内に投票されない方は棄権とみなします。

[投票継続]

○副議長(原健三郎君) 間もなく制限時間がまいります。投票漏れはございませんか。

「ある」と呼び、その他発言する者多し。

〔投票結果〕

○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませぬか。――投票漏れなしと認めます。投票箱開鎖開扉。――開鎖。

〔議場開鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百七十五

可とする者(白票) 百三

否とする者(青票) 百七十二

○副議長(原健三郎君) 右の結果、松平忠久君提出の修正案は否決されました。

松平忠久君提出の修正案を可とする議員の氏名

安宅 常彦君 有馬 輝武君
淡谷 悠蔵君 井伊 誠一君
井岡 大治君 猪俣 浩三君
石川 次夫君 石田 宥全君
石橋 政嗣君 石山 權作君
板川 正吾君 稲村 隆一君
緒方 孝男君 大柴 滋夫君
大原 亨君 太田 一夫君
岡田 利春君 岡田 春夫君
岡本 隆一君 加藤 勘十君
加藤 清二君 片島 港君
勝澤 芳雄君 勝岡田清一君

角屋堅次郎君 川俣 清音君
川村 義義君 河上丈太郎君
河野 正君 木原津與志君
北山 愛郎君 久保 三郎君
久保田鶴松君 久保田 豊君
栗原 俊夫君 栗林 三郎君
黒田 壽男君 小林 信一君
兒玉 末男君 五島 虎雄君
佐々木更三君 佐野 憲治君
實川 清之君 島上善五郎君
島本 虎三君 下平 正一君
東海林 稔君 杉山元治郎君
鈴木茂三郎君 田口 誠治君
田中 誠之進君 田中 武夫君
田邊 誠君 高田 富之君
高津 正道君 滝井 義高君
橋 兼次郎君 坪野 米男君
戸叶 里子君 堂森 芳夫君
中村 重光君 中村 高一君
中村 英男君 永井勝次郎君
中村 義之助君 二宮 武夫君
西村 力弥君 野口 忠夫君
野原 覺君 長谷川 保君
原 茂君 原 彪君
日野 吉夫君 肥田 次郎君
平岡忠次郎君 広瀬 秀吉君
堀 昌雄君 前田榮之助君
松井 政吉君 松井 誠君
松平 忠久君 武藤 山治君
村山 喜一君 森島 守人君
森本 靖君 八木 一男君
安井 吉典君 安平 鹿一君
柳田 秀一君 山内 広君

否とする議員の氏名

山口丈太郎君 山口 鶴男君
山崎 始男君 山中 吾郎君
山中日露史君 山花 秀雄君
山本 幸一君 湯山 勇君
横路 節雄君 横山 利秋君
吉村 吉雄君 和田 博雄君
渡辺 惣蔵君
安藤 覺君 相川 勝六君
逢澤 寛君 愛知 揆一君
青木 正君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
足立 篤郎君 天野 公義君
綾部健太郎君 有田 喜一君
井出一太郎君 井原 岸高君
井村 重雄君 伊藤 五郎君
伊藤 郷一君 伊藤 宗一郎君
飯塚 定輔君 生田 宏一君
池田 清志君 石田 博英君
一萬田尚登君 宇野 宗佑君
上村千一郎君 植木庚子郎君
白井 莊一君 内海 安吉君
浦野 幸男君 小川 半次君
小川 平二君 小沢 辰男君
小澤佐重喜君 小澤 太郎君
尾関 義一君 大石 武一君
大上 司君 大久保武雄君
大沢 雄一君 大高 康君
大野 伴睦君 大橋 武夫君
大森 玉木君 岡本 茂君
加藤 高蔵君 賀屋 興宣君
海部 俊樹君 金子 一平君
金子 岩三君 金丸 信君

鴨田 宗一君 唐澤 俊樹君
飯谷 忠男君 川野 芳満君
菅 太郎君 簡牛 九夫君
木村 公平君 木村 守江君
久野 忠治君 久保田四次君
久保田藤麿君 草野一郎平君
倉成 正君 蔵内 修治君
黒金 泰美君 小坂善太郎君
小島 徹三君 小平 久雄君
小山 長規君 瀬川 彌三君
佐々木秀世君 佐々木義武君
坂田 英一君 坂田 道太君
櫻内 義雄君 笹本 一雄君
薩摩 雄次君 志賀健次郎君
始関 伊平君 椎名悦三郎君
濵谷 直藏君 島村 一郎君
正示啓次郎君 周東 英雄君
壽原 正一君 鈴木 正吾君
砂原 格君 關谷 勝利君
園田 直君 田川 誠一君
田口長治郎君 田澤 吉郎君
田中 角榮君 田邊 國男君
高田 富興君 高橋 等君
高見 三郎君 竹山祐太郎君
館林三喜男君 津雲 國利君
津島 文治君 塚原 俊郎君
辻 寛一君 網島 正興君
寺島隆太郎君 渡海元三郎君
床次 徳二君 内藤 隆君
中島 茂喜君 中野 四郎君
中村 梅吉君 中村 幸八君
中村 寅太君 永田 亮一君
灘尾 弘吉君 二階堂 進君

丹羽喬四郎君 西村 英一君
西村 直己君 野田 卯一君
野田 武夫君 羽田武嗣郎君
橋本登美三郎君 長谷川四郎君
長谷川 駿君 八田 貞義君
濱地 文平君 濱野 清吾君
原田 憲君 廣瀬 正雄君
福田 赴夫君 福田 一君
福永 一臣君 福永 健司君
藤枝 泉介君 藤原 節夫君
藤本 捨助君 藤山愛一郎君
古川 丈吉君 堀内 一雄君
本名 武君 前尾繁三郎君
前田 正男君 前田 義雄君
益谷 秀次君 増田甲子七君
松浦周太郎君 松澤 雄蔵君
松永 東君 松本 俊一君
松山千恵子君 南 好雄君
宮澤 胤勇君 毛利 松平君
森 清君 森田重次郎君
八木 徹雄君 保岡 武久君
山口 好一君 山田 彌一君
山手 満男君 吉田 重延君
米山 恒治君 井堀 繁男君
稻富 稜人君 内海 清君
春日 一幸君 佐々木良作君
田中幾三郎君 玉置 一徳君
西尾 末廣君 門司 亮君

○副議長(原健三郎君) 次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(原健三郎君) すみやかに投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 投票者の通路をふさがないようにお願い申します。——すみやかに御投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) ただいまから五分以内に投票されるよう望みます。その時間内に投票されない方は棄権とみなします。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 急ぎ投票願います。——すみやかに時間内に投票されるよう望みます。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 間もなく制限時間がまいります。投票漏れはございませぬか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 急ぎ御投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませぬか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開座。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百九十五

可とする者(白票) 百八十八

否とする者(青票) 百七

○副議長(原健三郎君) 右の結果、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を委員長報告のとおり決しました。(拍手)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安藤 豊君 相川 勝六君
逢澤 寛君 愛知 揆一君
青木 正君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
足立 篤郎君 天野 公義君
綾部健太郎君 有田 喜一君
井出一太郎君 井原 岸高君
井村 重雄君 伊藤 五郎君
伊藤 郷一君 伊藤 宗一郎君
伊藤 繁次郎君 飯塚 定輔君

生田 安一君 池田 清志君
石田 博英君 一萬田尚登君
宇野 宗佑君 上村千一郎君
植木庚子郎君 白井 莊一君
内海 安吉君 浦野 幸男君
江崎 寛澄君 小川 平二君
小沢 辰男君 小澤佐重喜君
小澤 太郎君 尾関 義一君
大石 武一君 大上 司君
大久保武雄君 大倉 三郎君
大沢 雄一君 大高 康君
大野 伴陸君 大橋 武夫君
大森 玉木君 岡本 茂君
加藤 高蔵君 加藤 五郎君
賀屋 興宣君 海部 俊樹君
金子 一平君 金子 岩三君
金丸 信君 神田 博君
亀岡 高夫君 嶋田 宗一君
唐澤 俊樹君 飯谷 忠男君
川野 芳満君 菅 太郎君
簡牛 九夫君 木村 公平君
木村 守江君 久野 忠治君
久保田四次君 久保田藤麿君
草野 一郎平君 倉成 正君
蔵内 修治君 黒金 泰美君
小坂善太郎君 小島 徹三君
小平 久雄君 小山 長規君
細瀬 彌三君 佐々木秀世君
佐々木義武君 坂田 英一君
坂田 道太君 櫻内 義雄君
藤原 雄次君 志賀健次郎君
始関 伊平君 椎名悦三郎君
渡谷 直蔵君 島村 一郎君

正示啓次郎君 周東 英雄君
壽原 正一君 鈴木 正吾君
鈴木 仙八君 砂原 格君
關谷 勝利君 園田 直君
田川 誠一君 田口長治郎君
田澤 吉郎君 田中 角榮君
田中 正巳君 田邊 國男君
高田 富興君 高橋 等君
高見 三郎君 竹山祐太郎君
館林三喜男君 谷垣 專一君
津雲 國利君 津島 文治君
塚原 俊郎君 辻 寛一君
綱島 正興君 寺島隆太郎君
渡海元三郎君 徳安 實蔵君
床次 徳二君 内藤 隆君
中島 茂喜君 中野 四郎君
中村 梅吉君 中村 幸八君
中村 寅太君 中山 マサ君
永田 亮一君 瀧尾 弘吉君
二階堂 進君 丹羽高四郎君
丹羽 兵助君 西村 英一君
西村 直己君 野田 卯一君
野田 武夫君 野原 正勝君
羽田武嗣郎君 橋本登美三郎君
長谷川四郎君 長谷川 峻君
八田 貞義君 濱地 文平君
濱野 清吾君 早川 崇君
原田 憲君 廣瀬 正雄君
福田 一君 福永 一臣君
福永 健司君 藤枝 泉介君
藤原 節夫君 藤本 捨助君
藤山愛一郎君 古川 丈吉君
堀内 一雄君 本名 武君

前尾繁三郎君 前田 正男君
前田 義雄君 益谷 秀次君
増田甲子七君 松浦周太郎君
松澤 雄蔵君 松永 東君
松本 俊一君 松山千恵子君
三池 信君 水田三喜男君
南 好雄君 宮澤 胤男君
村上 勇君 毛利 松平君
森 清君 森田重次郎君
八木 徹雄君 保岡 武久君
山口 好一君 山田 彌一君
山手 満男君 山村新治郎君
吉田 重延君 米山 恒治君
早稲田和右衛門君 井堀 繁男君
稻富 稔人君 内海 清君
春日 一幸君 佐々木良作君
田中幾三郎君 玉置 一徳君
西尾 末廣君 門司 亮君

否とする議員の氏名

安宅 常彦君 有馬 輝武君
淡谷 悠蔵君 井伊 誠一君
井岡 大治君 猪俣 浩三君
石川 次夫君 石田 有全君
石橋 政嗣君 石山 權作君
板川 正吾君 緒方 幸男君
大柴 滋夫君 大原 亨君
太田 一夫君 岡田 利春君
岡田 春夫君 岡本 隆一君
加藤 勤十君 加藤 清二君
片島 港君 勝澤 芳雄君
勝岡田清一君 角屋堅次郎君
川俣 清吾君 川村 義義君
河上丈太郎君 河野 正君

木原津與志君	北山 愛郎君
久保 三郎君	久保田鶴松君
久保田 豊君	栗原 俊夫君
栗林 三郎君	黒田 壽男君
小林 信一君	兒玉 末男君
五島 虎雄君	佐々木三三君
佐野 憲治君	實川 清之君
島上善五郎君	島本 虎三君
下平 正一君	東海林 勉君
杉山元治郎君	鈴木茂三郎君
田口 誠治君	田中織之進君
田中 武夫君	田邊 誠君
多賀谷貞徳君	高田 富之君
高津 正道君	滝井 義高君
橋本 兼次郎君	坪野 米男君
戸叶 里子君	堂森 芳夫君
中村 重光君	中村 高一君
中村 英男君	橋崎弥之助君
二宮 武夫君	西村 力弥君
野口 忠夫君	野原 覺君
長谷川 保君	原 茂君
原 彪君	日野 吉夫君
肥田 次郎君	平岡忠次郎君
広瀬 秀吉君	穂積 七郎君
細迫 兼光君	堀 昌雄君
前田榮之助君	松井 政吉君
松井 誠君	松平 忠久君
武藤 山治君	村山 喜一君
森島 守人君	森本 靖君
八百板 正君	八木 一男君
安井 吉典君	安平 鹿一君
柳田 秀二君	山内 広君
山口丈太郎君	山口 鶴男君

山崎 始男君 山中 吾郎君
山中日露史君 山花 秀雄君
山本 幸一君 湯山 勇君
横路 節雄君 横山 利秋君
吉村 吉雄君 渡辺 惣蔵君
川上 貫一君 志賀 義雄君
谷口善太郎君

○副議長(原健三郎君) この際、午後七時まで休憩いたします。

午後五時四十六分休憩

午後七時二十四分開議

○議長(清瀬一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(清瀬一郎君) 板川正吾君提出、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案、同君提出、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案、右両修正案の趣旨弁明を許します。板川正吾君。

(板川正吾君登壇)

○板川正吾君 私は、ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案、以上二法案に対する修正案を提出いたしましたので、その提案理由を御説明いたしますと存じます。

まず、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の修正について申し上げます。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案を修正する。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第三項及び第四項の改正規定中「五千万円」を「三千万円」に改める。

次いで、提案理由を申し上げます。

戦後、健全な社会経済体制を確立するために、経済民主化政策が策定され、その重要な一環として独占禁止法が制定せられたとき、中小企業が存在とその意義とについては十分な認識が払われていたものであります。すなわち、健全な資本主義の基盤を確立するためには、少数の巨大企業の支配体制を保護することではなく、堅実な中小企業の広範かつ自由な活動を確保する必要がある、そして、中小企業の健全な発展こそが経済民主化を促進し、一般消費者の利益にも合致するものとの認識の上に立って、中小企業に対しては、財政、金融、組織面からこれを保護助成し、少数の巨大企業の支配体制を打破すると同時に、独占禁止法により大企業に対する圧迫を排除することが重要な施策として採用されてきたの

であります。下請代金支払遅延等防止法及び中小企業等協同組合法等、その他中小企業に関する法律は、こうした経済民主化の趣旨に基づいて制定されてまいったのであります。

政府の中小企業基本法案では、中小企業の成長発展をはかるために、中小企業の経済的、社会的制約による不利を補正することを第一条の政策目標に掲げており、そして第三章の事業活動の不利の補正において、第十八条に下請取引の適正化について次のように規定しておるのであります。「因は、下請取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止等必要な施策を講ずるとともに、下請関係を近代化して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるようにするため必要な施策を講ずるものとする。」というのであります。この政府原案において、下請取引の適正化をはかる方策として、下請代金支払い遅延の防止と下請関係の近代化をあげており、近代化については、下請中小企業の自主性の保持と、有効な能力の発揮が目標とされているのであります。

しかし、この条項の実施を具体的に推進するための関連法案は政府からいまだ何一つ提案されておらず、下請代金支払遅延防止については、内容不十分などの現行法があるのみで、これもまた基本法に基づく本質的な改正が行なわれず、下請関係の近代化についても、その内容となる具体的な施策も、政府は何ら明確にしておらないのであります。下請関係は、技術的、経済的必要による社会的分業にその基礎があるのであります。この分業の関係を合理的かつ公正なものとするものが基本的な方向でなければなりません。社会的分業は、経営の適正規模と相応じ、中小企業の存立の基盤であり、これを正常なものとすることは、中小企業振興のためにきわめて重要であります。現在、下請代金の支払い条件や価格決定等に見られる前近代的状态や、大企業の系列化による取寄を是正し、自主対等の原則に基づく団体交渉権、協約締結権を下請企業に与えることによって、計画的、効率的に経済活動を行ない得るようになれば、下請関係は安定化、近代化の方向に向かうと同時に、大企業生産も近代化され、均衡ある国民経済の発展となつて、国際競争力もおのずから強化されることとなるのであります。

下請企業等の中小企業政策を遂行するにあたり、特に重要なことは、中小企業の範囲をどこで区分するかということです。政府案は、下請企業の範囲を資本の額五千万円といたしておられますので、区分の限界が高くなり、対象が拡大され、焦点がぼけて、真に中小企業のための対策とならないうら

みがあるのであります。また、政府は、中小企業基本法の前文の中で、特に小規模企業の従事者に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的、社会的不利を是正するようたつててゐるものであります。中小企業の範囲を五千万円に引き上げること、特に小規模事業者の従事者に配慮を加えるという趣旨に全く反するものと思ふのであります。因の中小企業対策は、あくまでも圧倒的多数を占めておる小規模事業にその重点が置かれるべきであります。

以上の趣旨により、修正案は、下請代金支払遅延等防止法の下請企業の範囲を、現行の一千万円とする資本の額を三千万円に修正しようとするものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案について提案申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する修正
中小企業等協同組合法等の一部を

改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第七条第一項第一号の改正規定を次のように改める。

第七条第一項第一号を次のように改める。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 常時使用する従業員の数が三百人以下の事業者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下の事業者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（ロに掲げる業種及びハの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 常時使用する従業員の数が三十人以下の事業者であつて、商業又はサービス業（ハの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の事業者であり、かつ、会社（ロに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む会社を除く。）にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下の事業者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

下の事業者であり、かつ、会社（ロに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む会社を除く。）にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下の事業者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第一条のうちに、第七条第二項及び第三項の改正に関する部分中「イ又はロ」を「イからハまで」に改める。

第二条中第五条の改正に関する部分を次のように改める。

第五条を次のように改める。
一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の事業者であり、かつ、会社（前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む会社を除く。）にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第三条中第七条第一項の改正に関する部分を次のように改める。

第七条第一項第三号、第四号及び第六号中「常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノ」を「常時使用する従業員ノ数が三百人以下ノ者ニシテ且会社ニ付テハ資本ノ額又ハ出資ノ総額ガ三千万円以下ナルモノ」に改め、同項第七号中「三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノ」の下に「商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ常時使用する従業員ノ数が三百人以下ノ者ニシテ且会社ニ付テハ資本ノ額又ハ出資ノ総額ガ三千万円以下ナルモノ」を加える。

第四条中第二条の改正に関する部分を次のように改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものであつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行なうもの

一の二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものであつて、特定事業を行なうもの

一の三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の事業者であり、かつ、会社（前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者を除く。）にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、

その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第二号中「事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえないもの」を「事業者の常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のもの」に改め、同条第五号及び第六号中「常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの」を「常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のもの」に改める。

○議長(清瀬一郎君) たいへん時間が迫りましたから、簡単に願います。

○板川正吾君(統) 修正案の提案理由を申し上げます。時間がきたようでありますから、はしります。

中小企業基本法の第二条の中小企業の範囲については、社会党提出の修正案の趣旨に準じて、中小企業等協同組合法その他の関係法律における中小企業の定義を改めようとするものであります。

以上が、修正案の提案理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより質疑に入ります。

両案及び両修正案に対する質疑を一括して行ないます。広瀬秀吉君。

「広瀬秀吉君登壇」

○広瀬秀吉君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつております中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案、並びに下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の両案に対する修正案に関連いたしまして、以下数点にわたり、提案者、総理大臣……(発言する者多し)及び関係各大臣に対し、質問をいたしたいと存じます。与党のファッショ的な不当な質問時間の封圧によりまして、質問の前提となるべき前置きを省略いたしまして、直ちに質問に入りたいと存じます。

第一に提案者に伺いますが、政府案によれば、資本金が五千万円以下であれば、従業員は五百人でも六百人でも中小企業と認定されます。従業員数が三百人以下であれば、資本金は一億以上でも中小企業基本法から発する保護と助成を受けられるという面を見てまいりますと、いかにも中小企業の実態に即さない中企業以上の優遇に重点が置かれていられるのであります。したが、提案者はいかがでございますか。さらに、従業員数三百名、資本金一億というより、われわれの立場でいえばオートメ化した大企業ともいふべきものが、中小企業等協同組合法の適用を受けることになったり、下請業者と認定されてその保護を受けるというような事態になるのであります。さらに、このようにして大企業が今日の中小企業の組織の中に入りまかり込んで、中小企業の各種組合と矛盾なく調和するであろうかどうか、疑いなきを得ないのでありますし、さらに、商工中金法やあるいは中小企業金融公庫法の中にまで割り込んで、それでなくてさえ資金量の少ないこれら政府資金の貸し付けワークを零細企業から取り去ってしまうというような結果になることは、歴然たる事実であります。これらに対して総理大臣、大蔵大臣、通産大臣はいかにお考えであったりましようか。(発言する者あり)

今日、政府の中小企業政策の重点は、一言にして言うならば、投資育成会社法、中小企業振興資金等助成法等の制

定に見るごとく、あるいは金融、税制においても、相当力のある中企業以上に重点が置かれ、小規模零細企業にきわめて冷淡であるのであります。これは中小企業問題における政策重点を置くべきポイントを誤っているのではないかと思われるのであります。総理大臣の所信を明らかにしていただきたいのであります。(総理大臣を呼べ)と呼び、その他発言する者多し。

○議長(清瀬一郎君) 総理大臣は、あなたとの間に話がついておるのでしう。

○広瀬秀吉君(統) 了解はしております。内閣総理大臣の答弁は適当な機会にいたします。どうか質疑を進めてください。

○議長(清瀬一郎君) 質問を続行いたします。

独占的大企業の利益を守ることについては、すでに各般の政策において至れり尽くせりである政府が、政策の考慮の外に放置されてきた中小零細企業者の大きな不満にこたえるべくつくられたはずの中小企業基本法においてすら、中企業以上の大企業保護、助

成に内容をすりかえていられる態度は、大企業の重圧、経済の二重構造の中で低生産性、低所得、低労働条件に苦悩しつつある中小企業者の期待を裏切ったものであります。まことに遺憾としますが、総理は一体どう考えるのでありますか。

なお、大蔵大臣は、中小企業の範囲を上に向かつてどんどん無原則的に拡大したことによつて、商工中金や中小公庫の資金が、小零細企業に回らなくなつてしまふことに対して、どのような対策を考えておられるか。

所得倍増計画中小企業小委員会、その報告書の中で、中小企業の所得倍増計画下における中小企業の位置づけを行ないまして、中小企業の相対的地位に大きな変化はなく、むしろ拡大する部門もある、中小企業の見返り輸出の役割りは依然として重要であり、中小工業品の輸出における比重はかえつて増大をする。しかも、問題点としては、大企業との格差が著しく拡大し、さらに過剰労働力のたまり場として、小規模零細企業の問題はきわめて重要な問題として取り上げられねばならないと指摘してあるものであります。したがって、このよう

な問題を放置しては、各部門の均衡ある発展を前提としてのみ可能である

ある発展を前提としてのみ可能である

ある発展を前提としてのみ可能である

ある発展を前提としてのみ可能である

経済全体の安定的成長を持続できない

との見地から、きわめて適切な、しかも詳細、具体的な対案を提示いたして

おるのであります。特に中小企業の組織問題を重視いたしまして、見るべき

多くの提言があるのでありますが、この報告の線に沿って、総理は、今日ば

らばらの法体系の中で、地域的、業種

的多くの中小企業団体、組合が、あるいは競合しあるいは矛盾衝突し合っ

て、混乱をきわめておる今日の各種組合、団体を新しい中小企業振興発展の

展望のもとに、法体系を社会党提案のごとく一元化し、整理する考えはない

かどうか、その所信を伺いたいのであります。

この点につきましては、提案者からも、中小企業等協同組合法、中小企業

団体組合法、環境衛生組合法等の運用の現状に対する批判とともに、改革前

進の方途についてお伺いをいたしておきたいのであります。

なお、ただいま申し上げました報告書を受け取った主管省である通産大臣

は、この点についていかなる構想、方針を持ち、報告書を受けとめて、いかなる具体的作業にかかつておるのか、お示しをいただきたいのであります。

親睦団体化したり、あるいは休眠化し

たり、組織率が低調であつたりする原因がどこにあるか、通産大臣及び大蔵

大臣に伺いたいと思つておるのであります。私見によれば、これら組織に対するメ

リットがあまりに少ない。すなわち、組織をつくつたからといって、見る

べき財政援助もなく、税制、金融上の優遇もほとんど得られない点にあると

思われる。これは、政府が中小企業の組織化にあつて、日本経済の正しい

発展の必須の条件としてとらえ、これを真に育成強化するという熱意に欠け

るところから発するものである。中小企業各種組合、団体に対して、思い

切った財政援助、金融、税制の優遇を強化する考えはないか。総理、大蔵大

臣、通産大臣から答弁していただきたいのであります。

次に、労働大臣に伺いますが、今日中小企業の求人難は、特に若年の優秀

な労働力を求めることはきわめて深刻な事態にあります。これが対策として、中小企業各種団体が行なうところ

の労働者福祉に関する共同宿舎、共同娯楽センター、共同給食施設、技能者訓練施設等に対して、財政援助を飛躍

的に強化する考えはないか、お尋ねいたします。

次に、中小企業等協同組合法の中に、組合は特定政党のために利用して

はならない旨の規定がありますが、問題を起こし、今日業務停止になつてい

る東京昼夜信用組合に見られるごとく、特定政党の特定個人の選挙運動に

連日従業員を動員したというような事実を聞くのであります。これは明

らかに法律違反であり、他の中小企業組合にも政治家の支配介入の色彩が強いことも関連しまして、監督官庁とし

ての大蔵、通産両大臣の所見を伺いたいのであります。

さらに、同法第五条一項四号、第十九条、第五十九条に定める組合の剰余

金配当の原則——協同組合精神から発するのでありますけれども、これを

歪曲する通達が通産省から出されたり、引つ込められたり、それに伴つ

て、国税庁も利用度配当に対する免税措置をスポイルするとき通達をもつ

て運用しておると承つておるが、これは法律違反であると思ふが、通産、大

蔵両大臣のこの点の見解を承りたいと思ひます。

次に、大蔵大臣に尋ねますが、東京昼夜信用組合において、理事長と特殊

関係にあつた特定預金者に、月三分五厘の特利や、やみ利をつけた事例、あ

るいは理事の自己契約禁止条項に触れ

る、理事長が社長であつた鬼怒川ゴルフ場に四億以上の融資を行つた事例

などを聞くのであります。これは中小企業等協同組合法に明らかに抵触する違法行為ではないのでありましょ

うか。これに対して、どのように調査し、どのような対策をとつたか、お示

しをいただきたいのであります。

この点については、なお刑事事件にも発展すると思ふけれども、捜査当局

としての方針を、法務大臣にお伺ひしたいと存じます。

次に、下請代金支払遅延等防止法についてお伺ひいたします。

提案者に伺ひますが、昨年も、下請事業者の切実なる要望にこたへまして

法改正を行ないましたが、その後における下請代金支払いはうまいつておる

のかどうか、その現況についてお伺ひをいたし、さらに、六十日をこえた期

間について日歩四銭の遅延利子を付するものが規定されましたが、その規定

は実効をあげておりますか。この点については、公取委員長、通産大臣から

も御答弁をいただきたいのであります。

会に配置され、報告を受け、もしくは

検査等の職に当たる担当者の数は少な

きに失すると思ふが、これを増員して、真に下請代金支払いの適正化をは

かる考えはないかどうか。

さらに、本法の真精神を具現いたしましたためには、下請の納入時期だけを

基準にして、六十日以上にわたらない支払いを担保するだけでは足りませ

ん。実態に即さないものである。親事業者の製品検査の段階から規制すべきで

あるし、より抜本的には計画的、継続的発注、受注の関係の改善も考慮すべきだと思ふが、通産大臣、公取委員長

からそれぞれ所信を明示願ひたいのであります。

○議長(清瀬一郎君) 広瀬君……

○議長(清瀬一郎君) 最後に、提案者に伺ひますが……

○議長(清瀬一郎君) 時間がまいりましたが……

○議長(清瀬一郎君) 下請業者の組織化、親事業者との団体交渉、団体協約の締結、調停、仲定の機関の設置こそ……

○議長(清瀬一郎君) 簡単にお願ひします。

○広瀬秀吉君(統) 本問題の基本的解決に必要と思ひますが、この点いかがでございますようか。

以上で、私の質問を終わります。

(拍手)

〔板川正吾君登壇〕

○板川正吾君 質問者に答弁をいたします。私に対する質疑は五点あったかと思ひます。順次お答えを申し上げます。

第一は、下請代金支払いの状況がどうであるか、こういう質問であつたかと思ひます。下請代金の支払いの状況は、二つの面から見る必要があるであります。

第一は、現金でどのくらい支払いがされるのか、あるいは手形はどのくらいか、こういうことで分けて見る必要がありますが、政府の資料によります。

と、昭和三十五年三月では、下請代金の現金化率というものは六七・一％であつたのであります。ところが、三十六年、景気のいい時分でありましたが、六七・一％、同様であります。池田内閣の高度成長政策の失敗によりまして、三十七年の三月、一年後には五七・五％となりました。また、最近では、大体現金化率というものは五一％程度になつておると思ひます。すなわち、二年前から見れば、一五％くらい現金化率が悪くなつておつて、手形で払う率がふえておるということ

を御了承いただきたいのであります。

そうして手形の支払いの状況を見ますと、これは公取の資料によりますと、

昭和三十六年上期に百二十日以上のものが全体の手形のうちで二六％を占めておつたのであります。ところが、三十六年の末期には、それが四三％、百二十日以上のものが四三％になり、三十七年七月には五二％、三十七年十月には五四％となりまして、手形支払い百二十日以上のものが半分以上を占めておるということ、この二つの面からお考へになつていただければ、下請代金の支払い状況がいかに悪化しつゝあるかということがおわかりになるかと思ひます。

第二点は、昨年、国会で社会党提案によつて三党修正となつたのであります。

が、下請代金支払遅延等防止法が一部改正をされました。下請会社は親会社に納入をした日より六十日以上の手形となり、支払いが遅延された場合には日歩四銭の利子を支払うということになつたのであります。その運用状況いかんという質問であります。これは、最近、中小企業基本法案をめぐりまして、公聴会等によつて中小企業団体の意向を聞いたのであります。この日歩四銭の請求をすれば、結局は取

引停止という弱い点がありまして、実質的には効果があまりないのだ、こういうことをいわれておるのであります。

これは、下請関係と親会社の関係が自主的、対等でない、こういうところに原因があるものと思ひます。

○議長(清瀬一郎君) 時間が少ないことを考慮して……

○板川正吾君(続) 第三点は……

〔発言する者多し〕

○議長(清瀬一郎君) 静粛に願ひます。

○板川正吾君(続) 第三点は、政府案と修正案の差は、表面はごく簡単だが、内容は本質的に重大な差があるのではないかと質問であります。

まことにそれは同感なのであります。政府案は、再々申し上げておきますように、五千万円並びに三百人以下とするということになつております。

五千万円以下ならば、三百人、四百人、五百人でもよろしいし、三百人以下ならば六千万、八千万、一億でもいいというのであります。これは、中小企業の範囲が拡大されることになりました。中小企業対策策というものが焦点がぼける。だから、われわれとしましては、これを三千万に修正をしようとし

たのであります。この点は広瀬議員の質問と同感であります。

次に、中小企業の組織を一本化したかどうかという質問であります。現在の中小企業団体の組織は、中小企業等協同組合、団体法による商工組合、環営法による同業組合、商店街振興組合法による商店街組合、商工会法による商工会、こういうふうに複雑多岐な団体組織体系になつておるのであります。

昨年団体法の改正がありまして、商工組合の設立要件が緩和されまして、以来、中小企業団体が性格も大同小異となつてしまひました。そこで、大同小異となつておつたんだから、この各種ある中小企業団体を一元化するほうがいいのではないかと質問であります。

まことに同感であります。社会党の修正案にはそうした趣旨が十分に盛り込まれておることを御了承いただきたいと思います。

最後は、下請企業には、親会社に対して取引条件を対等で定められるように、団体交渉権を持たしたかどうかというのであります。これは私も団体交渉権ばかりではなくて、協約締結権までも持たすべきではないかと思ひます。政府は中小企業基本法の提案にあたりまして、二重構造は

ないということを言つております。しかし、親会社と下請会社の関係こそ、私は二重構造そのものであらうと思ひます。

下請代金支払遅延等防止法という法律がありまして、この支払いには非常におくれております。実際に効果がなない。下請取引条件は一方的に定められる。不況がくれば首になる。賃金は親会社の六〇％から六五％、同じものをつくつて、加工賃は三分の一、こういう状況になつておるのであります。

これこそまさに二重構造そのものであらうと思ひます。このような前近代的な下請関係を近代化するためには、労働者に団体交渉権、団体交渉権を与えたと同じように、下請企業には団体交渉権、協約締結権を持たせまして、親会社と対等の立場で取引条件ができるようにすべきではないかと考へておるものであります。

以上、五点についてお答えいたしました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 内閣総理大臣の答弁は適當な機会に願ふことといたします。

通商産業大臣福田一君。
〔國務大臣福田一君登壇〕

○国務大臣(福田一君) お答えいたします。

金融その他の問題において、大企業に偏向するおそれがないか、また、中

小企業といっても、中企業に偏向するおそれがないかというお話でございます

ましたけれども、われわれは格差の解消というのを考えておりまして、そ

してその方針に従って、金融面においてもいろいろとくふうをいたしてま

いっております次第であります。現に中小

公庫の融資の状況を見ますと、昨年度におきましても、八四％が一千万

円以下の会社に融資され、そして三百人以下の人たちに九八％を融資いたし

ておるわけであります。また、設備近代化資金におきましても、一千万円以

下には九五％、また、百人未満の企業に八六％も融資しておるといふような

実情でございます。決してそのような偏向的な金融はいたしておりません

が、しかしながら、今後もこの点については十分注意いたしまして、いわゆる

小企業者に対しても十分金融が行き渡るように努力をいたしてまいりたいと存じておる次第でございます。

次に、中小企業の組織は、これを一本化してどうか、というお話でございますけれども、これはその目的と

するところに従って、各組織の特性を生かすことのほうが効果が多いのでは

ないか、われわれはさように考えておるわけでございます。

次に、中小企業組織の問題につきま

しては、お説のとおり、これは非常に重要な問題でございますので、した

がつて、私たちは、基本法においては、過当競争を防止するとか、事業の

共同化をするとか、その他の点については、十三条、十七条、二十七条等の

三三条にわたって、組織についての規定をいたしておるのであります。こ

の点についても十分注意をいたしておるわけでございます。

なお、組織した組合に対し、あるいはまた共同施設等をした場合に対

して、もっと補助をしてどうかという趣旨に従って今後大いに努力をいたし

てまいりたいと思っております。

なお、政治活動について御質問がございましたが、組合の政治活動につ

いては、先般予算委員会においても御注意がございましたので、通産省といたし

親事業者が品物を受け取った後にな

かなか金を払わない、いわゆる下請業者をいじめておるのではないかと

話でございますが、これは十五日の検査期間のうちに検査を済ませまして、

後の四十五日で必ず金を払うようにという規定になっておりますので、その

ような方針でいま指導をいたしております。そうして三十七年度におきま

しても、私たちは百六十五社について実はちゃんと査察をいたしてまいつたの

であります。しかし、それではまだ足りませんので、今度は予算を約四倍は

どふやしまして、五百社以上について抜き打ち的にこの下請代金の支払いを

遅延していやしないかということを調査させることにいたしました。なお、

私もただでやったのでは効果がございませぬので、その場合においては、

公正取引委員会にも連絡をとりまして、そうして実効をあげるように努力をいたす方針でございます。(拍手)

○国務大臣(田中角榮君) お答えいたします。

第一点は、中小企業の定義が拡大されたので、必然的に中小企業関係の資金ワケが少なくなるのではないかと

いうことでございますが、商工中金

等中小企業向けの資金確保に対しては、政府は万全の措置をとってまいるつもりでございます。

第二点は、中小企業の組織の確立が行なわれないのは、財政の援助や金融、税制上の措置が的確に行なわれて

おらないからではないかというお考えでございますが、そのようなことはな

いと思っております。中小企業の組織化に対しては、政府も熱意を持っておりま

す。なお、中小企業の、先回も申し上げましたように、税制上また財政上、

金融上の問題については格段の措置をとっておるわけでございますし、将来

もとってまいりたいと考えます。

それから第三点目は、中小企業等協同組合の剰余金の配当につきましての

課税の問題でございますが、これは御承知のとおり、組合員間における取

引に生じた剰余金につきましては、これを割り戻しと考えております

ので、利用分量に応ずる配当として非課税といたしておるのでございます

が、組合と組合員でない者との取引から生じた剰余金の分配につきましては、これらの規定の適用がないこと

は、その制度の趣旨から見ても当然でござい

最後に、東京昼夜信用組合の問題でございますが、昭和三十八年の一月三十日付で東京都知事名をもちまして、

業務の停止命令を出しております。目下東京都の指導のもとに、善後措置につ

きまして鋭意検討中でございます。まして、零細な預金者の払い戻しにつきま

しては、できるだけ迷惑のかからないように、万全の措置をとっておる次第でござい

ます。(拍手)

○国務大臣(大橋武夫君) 中小企業の労働者の福祉厚生施設に関する御質問

でございますが、大企業に比しまして、福祉施設の点において中小企業は

遜色を免れず、この点が雇用対策及び労働管理上不利を招いておるとい

う点にかんがみまして、福祉厚生施設を拡充することはきわめて緊要であると存

じます。その実施にあたりましては、できるだけ集団方式によるよう指導いた

しますと同時に、そのために必要な共同施設に対しては、資金面におきま

しても中小企業振興資金等助成法による共同施設貸し付け金、厚生年金、国

民年金の還元融資、年金福祉事業団、雇用促進事業団等の融資など、できるだけ財政投融資を活用してまい

○議長(清瀬一郎君) 法務大臣の答弁は適當なる機会に願ふことといたします。

政府委員渡邊喜久造君。

〔政府委員渡邊喜久造君登壇〕

○政府委員(渡邊喜久造君) お答えいたします。

御質問の第一は、下請法では遅延代金に對して利子を請求することになっているが、それが現在、實際の状況として実効をおさめているかどうかという御質問でございます。率直に申し上げます、現在下請業者が、お話しのような非常に弱い立場にあるゆえと思いますが、現在の規定によりまして遅延利子を請求することは非常に困難である実情にあるように思います。

第二に、下請法の施行業務に従事しておる人間が不足しており、業務の遂行に支障を來たしておるのではないかと、この点でございますが、公正取引委員会としては、現在許されておる限りの人数を下請法の施行業務に充てております。同時にまた、違反事件の事実の発見には、中小企業関係団体などの協力も得て、問題の多い業種、地域などに重点的な調査を実施しており、相當の効果をあげているものと考えております。しかし、さらに一そう本法施行

の効果をあげるために、今後とも施行体制の強化拡充については十分努力していきたいと考えております。

次に、第三の御質問として、下請法

では支払い期日を六十日と法定しているが、現実には検収遅延等の傾向があつて、この規定は事実上無視されておる、こういう点についてどうとすべきか、御質問でございます。現行の下請法では、下請代金の支払い期間は、下請業者の給付を受領してから六十日以内と定められておりますが、その六十日の期間内には、当然検査、検収に要する日数も含まれており、給付を受けてから、検査、検収を含め、支払いまで六十日以内ということで本法を運用しております。したがって、これまでも、検収の遅延を理由に支払いをおくらせているような親事業者に対しては、本法に違反するものとして措置をとってまいりました。今後この点については、その趣旨の徹底につとめ、運用の強化につとめていきたいと思ひます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(清瀬一郎君) これより討論に入ります。両案及び兩修正案に對する討論を一括して行ないます。武藤山治君。

〔武藤山治君登壇〕

○武藤山治君 ただいま廣瀬議員からの質問に對して、この重大なる本会議場に総理大臣が出席をしていないという事は、まことに遺憾であります。(拍手)私どもは、議運委員の指示に基づきまして、採決前に総理の答弁を聞くということを了承して、先に討論に入りたく存じます。

ただいま議題となつております法律案の名前を、議長は間違つて提案をいたしておられますが、それは中小企業等協同組合法等の等を除いておるのであります。この協同組合法等の中には、非常に重要な法律が含まれておるので、私は、議長にぜひ議事録を訂正するように御忠告申し上げておきたいと思ひるのであります。(拍手)この中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案の中には、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商工組合中央金庫法、さらに中小企業金融公庫法、これらの四法律の改正が本件でありますから、議長が訂正いたしませんとたいへんな違いにな

りまするので、御忠告を申し上げておくのであります。(拍手)

わが国の中小企業に對する政策は、最近におけるわが国經濟の置かれていく自由化を中心とする内外の情勢から、いまや深刻な一大転期に當面しておると思ひのであります。わが國經濟における中小企業の占める地位の重要性から、その適正な保護育成の施策が一そう充実せられる必要のあることは当然であると思ひます。多年問題とされてきたわが國企業の二重構造の解消は、いまや現實の重要課題としてその解決が迫られているように思ひのであります。政府は、大企業それぞれに國際競争力の強化を軸として、企業の体制整備を指導し、力を入れてまいっておりますが、これと不可分の關係において、わが國中小企業の體質改善をさらに一そう進める指導をするのが、現在要請されておる大きな問題であると思ひます。

わが國中小企業の存立がさうぶる重要な地位を占め、雇用、生産、輸出、消費等の各方面にわたつて、國民經濟の發展に多大の貢獻をしてきたし、また今後においても中小企業の果たすべき社会的、經濟的使命はきわめて重要であります。たとえば、先ほど先聲各

位が質疑あるいは討論の中でも指摘いたしておりますとおり、従業員の構成、生産、輸出の比率などにおきましても、全従業員の七九％は中小企業に働いており、生産の五二％は中小企業の生産であります。さらに、輸出においても、昭和三十二年は五五％、所得倍增計画の昭和四十五年の推計においても、四七％という比率は中小企業が占めるという想定になっておるのであります。これらを考へてみますと、

に、いかに中小企業の問題というものが現下の緊急事であるかということ私は痛感するのであります。

しかるに、政府あるいは自由民主党の中小企業対策というものは、大企業に極力力を注いで、零細企業、小企業というものに対しては、まことに冷淡な政策を行なつておると断ぜざるを得ないのであります。(うそを言え)と呼ぶ者あり)それがうそであるかどうかということ、数字をもつて少し指摘してみたいと思ひのであります。昨日、提案者も申し上げましたように、日本の今日の企業の総数は三百二十九万七千ある。その中で、資本金十億以上の会社はわずか五百七十八社にすぎません。さらに、一億以上十億までの会社の数は二千三百五十七社であ

ります。底辺を見ますと、二百万円以下の会社数は三十八万七千の企業数であり、さらに個人企業、勤労事業者は全国二百八十万の数にのぼるのであります。政府の提案いたしておる今回の下請代金支払遅延等防止法にいたしても、あるいは中小企業金融公庫や商工中金の改正の趣旨を見ましても、これらの個人企業や勤労事業者二百八十万に對する思いやりや、あるいは二百万円以下の資本金しかない三十八万七千の多くの零細企業に對して、一体あたたかい思いやりのある政策を考えておると受け取ることができるのであります。よろうか。私は、政府の政策がこれらの小企業や零細企業に對してはまことに冷淡しごくであると斷ぜざるを得ないのであります。（拍手）かかる点が、今回の改正案に對する反対の一つの理由であります。

さらに金融の面を見ましても、政府関係機關の資金量は全資金量の一〇％に達しないのであります。全体の資金量の一割が三公庫から出ておる資金量でありますから、商工中金、中小企業金融公庫の金が大幅に増額されない限り、中小企業の金融量は非常にわずかであります。しかも、具体的に数字をもって指摘するならば、普通銀行の

中小企業貸し出し比率は、昭和二十九年度は六〇％を占めておりましたが、連年低下の一途をたどり、昭和三十六年度においては五〇％に達しない状況にあります。最近の経済発展に伴う資金需要増大の実勢からすれば、相対的に中小企業への融資の比重は低下したといわなければなりません。これらの状態を勘案するときに、今回のこの五法律の中小企業の範囲を改正するしかたというものが一体妥当であろうかどうか。先ほど通産大臣は、ここにおいて、中小企業金融公庫や商工中金の貸し出しの状況は、資本金一千万以下の会社に九〇％貸しておる、こういう説明でありました。従来の中小企業金融公庫や商工中金というものは、資本金一千万以下のものを対象にしておるのです。したがって、一千万以下のものが全部であつて当然であります。一〇〇％でいいはずであります。それを今回の改正法によりますと、中小企業の範囲を資本金五千万円で引き上げるのです。一挙に資本金五倍の範囲にまで中小企業の範囲を拡大しようとするのであります。しかも、または従業員三百人以下ということで、または従業員三百人以上ということで、従業員三百人から、従業員三百人以上の事業も商工中金

の金を使うことができる、中小企業金融公庫の金も使える、こういう法律に改正しようというのが今回の政府の改正案であります。もしそういうことになつていくといたしますならば、政府が基本法の冒頭に、「特に小規模企業の従事者に対し適切な配慮を加へつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正する」云々と規定をしておきますが、この趣旨を生かしていないといわなければなりません。そればかりでなく、逆に中小企業の範囲を五千万円に拡大することによつて、小規模事業者、零細企業者にはワクが狭まり、不利を増大していくといふことは、私が指摘するまでもないのであります。もちろん、池田内閣が五千万円に資本金を拡大したかわりに……

○議長(清瀬一郎君) 武藤君、制限の時間になりました。

○武藤山治君(統) 商工中金の資金量を倍にしよう、あるいは中小企業金融公庫の資金量を五倍に広げようというならば、これらの中小企業の範囲の拡大といふことは、さほど零細企業に圧迫を加えないのであります。今日の自民党・政府には、それだけのことはできないのであります。したがつて、本改正案は一軒の大企業を百歩前進させ

るという考え方であつて、われわれは百軒が百歩前進するよりな政策を掲げて、本案に対して対決をいたしておるのであります。

日本の全零細企業、中小企業の声を代表して、政府の案に反対をし、社会党修正案に賛成をするものであります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(清瀬一郎君) この際、先ほどの広瀬秀吉君の質疑に対する内閣総理大臣の答弁を求めます。内閣総理大臣池田勇人君。

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 先ほどの御質問に対してお答えいたします。

御質問の第一点は、零細企業に対する金融についての御質問でございますが、政府といたしましては、国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫、あるいは信用金庫、相互銀行等に対しまして、零細企業に対する金融につきまして、万全の措置を講ずるよう指示し、努力をいたしております。

第二の御質問の、中小企業団体が非常に多く併存しておる、一元化する要

はないかというお考えでございいます。が、中小企業は各種各様にわたっております。これを一元化することは必ずしも実態に沿いませんので、御賛成するわけにはまいりません。

また、中小企業団体に対しまする財政、税制上の援助についての御質問でございしますが、政府は、従来もこれにつきまして努力いたしておりました。今後も十分努力いたすつもりであります。（拍手）

○議長（清瀬一郎君） これより採決に入ります。

まず、板川正吾君提出の中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本修正案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長（清瀬一郎君） 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（清瀬一郎君） 御投票願います。——ただいまから五分以内に投票

されるより望みます。この時間内に投票されたい方は棄権したものとなします。

〔投票継続〕

○議長(清瀬一郎君) 投票願います。——制限の時間が追い迫りますから、すみやかに投票して下さい。

〔投票継続〕

○議長(清瀬一郎君) 時間がまいりました。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百三十六

可とする者(白票) 百十九

否とする者(青票) 二百十七

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、板川正吾君提出の修正案は否決せられました。(拍手)

板川正吾君提出の修正案を可とする議員の氏名

安宅 常彦君 有馬 輝武君
淡谷 悠蔵君 井伊 誠一君

井岡 大治君 井手 以誠君
猪俣 浩三君 石川 次夫君
石田 有全君 石橋 政嗣君
石山 横作君 板川 正吾君
稻村 隆一君 緒方 孝男君
大柴 滋夫君 大原 亨君
太田 一夫君 岡田 利春君
岡田 春夫君 岡本 隆一君
加藤 勤十君 加藤 清二君
片島 港君 勝澤 芳雄君
勝岡田清一君 角屋堅次郎君
川俣 清吾君 川村 總義君
河上丈太郎君 河野 正君
木原津與志君 北山 愛郎君
久保 三郎君 久保田鶴松君
久保田 豊君 栗原 俊夫君
栗林 三郎君 黒田 壽男君
小林 信一君 小林 進君
兒玉 末男君 五島 虎雄君
河野 密君 佐々木更三君
佐藤觀次郎君 佐野 憲治君
坂本 泰良君 實川 清之君
島上善五郎君 島本 虎三君
下平 正一君 東海林 稔君
杉山元治郎君 鈴木茂三郎君
田口 誠治君 田中織之進君
田中 武夫君 田邊 誠君
田原 春次君 多賀谷眞慈君
高田 富之君 高津 正道君

滝井 義高君 橋 兼次郎君
辻原 弘市君 坪野 米男君
戸叶 里子君 中澤 茂一君
中村 重光君 中村 高一君
中村 英男君 永井勝次郎君
格崎弥之助君 成田 知巳君
二宮 武夫君 西村 関一君
西村 力弥君 野口 忠夫君
野原 覺君 芳賀 貢君
長谷川 保君 原 彪君
日野 吉夫君 肥田 次郎君
平岡忠次郎君 広瀬 秀吉君
穂積 七郎君 細迫 兼光君
堀 昌雄君 前田榮之助君
松井 政吉君 松井 誠君
松平 忠久君 松前 重義君
松本 七郎君 三木 喜夫君
三宅 正一君 武藤 山治君
村山 喜一君 森島 守人君
森本 靖君 八百板 正君
八木 一男君 矢尾喜三郎君
安井 吉典君 安平 鹿一君
柳田 秀一君 山内 広君
山口丈太郎君 山口 鶴男君
山田 長司君 山中 吾郎君
山中日露史君 山花 秀雄君
湯山 勇君 横路 節雄君
吉村 吉雄君 和田 博雄君
渡辺 徳蔵君

否とする議員の氏名

安藤 覺君 相川 勝六君
逢澤 寛君 愛知 揆一君
青木 正君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
秋山 利恭君 足立 篤郎君
天野 公義君 綾部健太郎君
有田 喜一君 井出一太郎君
井原 岸高君 井村 重雄君
伊藤 五郎君 伊藤宗一郎君
飯塚 定輔君 生田 宏一君
池田 清志君 池田 勇人君
石田 博英君 箱葉 修君
今松 治郎君 宇野 宗佑君
上村千一郎君 植木庚子郎君
白井 莊一君 内海 安吉君
浦野 幸男君 江崎 興澄君
小川 半次君 小川 平二君
小沢 辰男君 小澤佐重君
小澤 太郎君 尾関 義一君
大石 武一君 大上 司君
大久保武雄君 大倉 三郎君
大高 康君 大橋 武夫君
大平 正芳君 大森 玉木君
岡崎 英城君 岡田 修一君
岡本 茂君 加藤 高蔵君
賀屋 興宣君 海部 俊樹君
金子 一平君 金子 岩三君
金丸 信君 上林山榮吉君

神田 博君 龜岡 高夫君
鴨田 宗一君 唐澤 俊樹君
飯谷 忠男君 川島正次郎君
川野 芳満君 菅 太郎君
簡牛 几夫君 木村 公平君
木村 俊夫君 木村 守江君
久野 忠治君 久保田円次君
久保田藤麿君 草野一郎平君
倉成 正君 蔵内 修治君
黒金 泰美君 小泉 純也君
小枝 一雄君 小金 義昭君
小坂善太郎君 小島 徹三君
小平 久雄君 小山 長規君
河野 一郎君 細瀬 彌三君
佐々木秀世君 佐々木義武君
佐伯 宗義君 坂田 英一君
坂田 道太君 櫻内 義雄君
薩摩 雄次君 志賀健次郎君
始関 伊平君 椎熊 三郎君
椎名悦三郎君 重政 誠之君
島村 一郎君 正示啓次郎君
白濱 仁吉君 周東 英雄君
壽原 正一君 鈴木 正吾君
鈴木 仙八君 鈴木 善幸君
砂原 格君 瀬戸山三男君
關谷 勝利君 國田 直君
田川 誠一君 田口長治郎君
田澤 吉郎君 田中伊三次君
田中 角榮君 田中 龍夫君

昭和三十三年六月二十七日 衆議院會議録第四十二号 中小企業指導法案外三案

田中 正巳君	田邊 國男君	藤山愛一郎君	船田 中君
高田 富與君	高橋 英吉君	古井 喜實君	古川 丈吉君
高橋 等君	高見 三郎君	保科善四郎君	堀内 一雄君
竹下 登君	竹山祐太郎君	前尾繁三郎君	前田 正男君
館林三喜男君	谷垣 專一君	前田 義雄君	益谷 秀次君
千葉 三郎君	津雲 國利君	増田甲子七君	松浦周太郎君
津島 文治君	塚原 俊郎君	松田 鐵藏君	松永 東君
辻 寛一君	網島 正興君	松本 一郎君	松山千恵子君
寺島隆太郎君	渡海元三郎君	三池 信君	水田三喜男君
徳安 實藏君	床次 徳二君	南 好雄君	宮澤 胤勇君
富田 健治君	内藤 隆君	村上 勇君	毛利 松平君
中垣 國男君	中島 茂喜君	森 清君	森下 國雄君
中野 四郎君	中村 梅吉君	森田重次郎君	森山 欽司君
中村 幸八君	中村庸一郎君	八木 徹雄君	保岡 武久君
中山 榮一君	永田 亮一君	山口 好一君	山手 満男君
灘尾 弘吉君	橋本 渡君	山中 貞則君	山村新治郎君
二階堂 進君	丹羽喬四郎君	山本 猛夫君	吉田 重延君
丹羽 兵助君	西村 英一君	米山 恒治君	早稲田神右衛門君
西村 直己君	野田 卯一君	井堀 繁男君	稲富 稔人君
野田 武夫君	野原 正勝君	受田 新吉君	内海 清君
羽田武嗣郎君	橋本登美三郎君	春日 一幸君	佐々木良作君
長谷川四郎君	長谷川 峻君	玉置 一徳君	門司 亮君
八田 貞義君	濱地 文平君	本島百合子君	
濱野 清吾君	早川 崇君		
原 健三郎君	原田 憲君		
廣瀬 正雄君	福田 篤泰君		
福田 一君	福永 健司君		
藤井 勝志君	藤枝 泉介君		
藤原 節夫君	藤本 捨助君		

○議長(清瀬一郎君) 次に、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ない

ます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(清瀬一郎君) 投票してください。

〔投票紙統一〕

○議長(清瀬一郎君) ただいまから五分間以内に投票されない方は棄権とみなします。

〔投票紙統一〕

○議長(清瀬一郎君) 時間がまいりました。投票箱閉鎖。開票。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百四十二

可とする者(白票) 二百二十一

〔拍手〕

否とする者(青票) 百二十一

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	安藤 覺君	小澤 重喜君	小澤 太郎君
相川 勝六君	逢澤 寛君	尾関 義一君	大石 武一君
愛知 揆一君	青木 正君	大上 司君	大久保武雄君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君	大倉 三郎君	大高 康君
秋田 大助君	秋山 利恭君	大橋 武夫君	大平 正芳君
天野 公義君	綾部健太郎君	大森 玉木君	岡崎 英城君
荒松清十郎君	有田 喜一君	岡田 修一君	岡本 茂君
井出一太郎君	井原 岸高君	加藤 高蔵君	賀屋 興宣君
井村 重雄君	伊藤 五郎君	海部 俊樹君	金子 一平君
伊藤宗一郎君	飯塚 定輔君	金子 岩三君	金丸 信君
生田 宏一君	池田 清志君	上林山榮吉君	神田 博君
石田 博英君	稲葉 修君	唐澤 俊樹君	鴨田 宗一君
今松 治郎君	宇田 國榮君	川島正次郎君	飯谷 忠男君
宇野 宗佑君	上村千一郎君	菅 太郎君	簡牛 凡夫君
植木庚子郎君	白井 莊一君	木村 公平君	木村 俊夫君
内海 安吉君	浦野 幸男君	木村 守江君	久野 忠治君
江崎 眞澄君	小川 半次君	久保田円次君	久保田藤麿君
小川 平二君	小沢 辰男君	倉野 一郎平君	倉石 忠雄君

薩摩 雄次君	志賀健次郎君	小澤 太郎君	大石 武一君
坂田 道太君	櫻内 義雄君	大久保武雄君	大高 康君
佐伯 宗義君	坂田 英一君	大平 正芳君	岡崎 英城君
佐々木秀世君	佐々木義武君	岡本 茂君	賀屋 興宣君
河野 一郎君	額 彌三君	金子 一平君	金丸 信君
小坂善太郎君	小島 徹三君	神田 博君	鴨田 宗一君
小枝 一雄君	小泉 純也君	飯谷 忠男君	簡牛 凡夫君
黒金 泰美君	小島 義照君	木村 俊夫君	久野 忠治君
小坂善太郎君	小島 徹三君	久保田藤麿君	倉石 忠雄君
小平 久雄君	小山 長規君	倉野 一郎平君	倉石 忠雄君
河野 一郎君	額 彌三君	佐々木義武君	坂田 英一君
佐々木秀世君	佐々木義武君	坂田 英一君	櫻内 義雄君
佐伯 宗義君	坂田 英一君	櫻内 義雄君	志賀健次郎君

始関 伊平君	維熊 三郎君	西村 英一君	西村 直己君	米山 恒治君	早稲田柳右衛門君	佐藤親太郎君	佐野 憲治君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
維名悦三郎君	重政 誠之君	野田 卯一君	野田 武夫君	井堀 繁男君	稻富 稔人君	坂本 泰良君	實川 清之君	安平 鹿一君	柳田 秀一君
篠田 弘作君	島村 一郎君	野原 正勝君	羽田武嗣郎君	受田 新吉君	内海 清君	島上善五郎君	島本 虎三君	山内 広君	山口丈太郎君
正示啓次郎君	白濱 仁吉君	橋本登美三郎君	長谷川四郎君	春日 一幸君	佐々木良作君	下平 正一君	東海林 稔君	山口 鶴男君	山田 長司君
周東 英雄君	壽原 正一君	長谷川 峻君	八田 貞義君	玉置 一徳君	門司 亮君	杉山元治郎君	鈴木茂三郎君	山中 吾郎君	山中日露史君
鈴木 正吾君	鈴木 仙八君	濱地 文平君	濱野 清吾君	本島百合子君		田口 誠治君	田中織之進君	山花 秀雄君	湯山 勇君
鈴木 善幸君	砂原 格君	早川 崇君	林 博君	安宅 常彦君	赤松 勇君	田中 武夫君	田邊 誠君	横路 節雄君	吉村 吉雄君
瀬戸山三男君	關谷 勝利君	原 健三郎君	原田 憲君	有馬 輝武君	淡谷 悠藏君	田原 春次君	多賀谷貞松君	和田 博雄君	渡辺 惣蔵君
園田 直君	田川 誠一君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君	井伊 誠一君	井岡 大治君	高田 富之君	高津 正道君	川上 貫一君	志賀 義雄君
田口長治郎君	田澤 吉郎君	福田 篤泰君	福田 一君	井手 以誠君	猪俣 浩三君	滝井 義高君	榑 兼次郎君	谷口善太郎君	
田中伊三次君	田中 角榮君	福永 健司君	藤井 勝志君	石川 次夫君	石田 有全君	辻原 弘市君	坪野 米男君		
田中 龍夫君	田中 正巳君	藤枝 泉介君	藤原 節夫君	石橋 政嗣君	石山 權作君	戸叶 里子君	中澤 茂一君		
田邊 國男君	高田 富與君	藤本 捨助君	船田 中君	板川 正吾君	稻村 隆一君	中村 重光君	中村 高一君		
高橋 英吉君	高橋 等君	古井 喜實君	古川 丈吉君	緒方 孝男君	大柴 滋夫君	中村 英男君	永井勝次郎君		
高見 三郎君	竹下 登君	保科善四郎君	保利 茂君	大原 亨君	太田 一夫君	橋崎弥之助君	成田 知巳君		
竹山祐太郎君	館林三喜男君	堀内 一雄君	前尾繁三郎君	岡田 利春君	岡田 春夫君	二宮 武夫君	西村 関一君		
谷垣 專一君	千葉 三郎君	前田 正男君	前田 義雄君	加藤 勘十君	加藤 清二君	西村 力弥君	野口 忠夫君		
津雲 國利君	津島 文治君	増田甲子七君	松浦周太郎君	片島 港君	勝澤 芳雄君	野原 覺君	芳賀 貢君		
塚原 俊郎君	辻 寛一君	松田 鐵藏君	松永 東君	勝間田清一君	角屋堅次郎君	長谷川 保君	原 茂君		
網島 正興君	寺島隆太郎君	松野 頼三君	松本 一郎君	川俣 清吾君	川村 義義君	肥田 彪君	日野 吉夫君		
渡海元三郎君	徳安 實藏君	松山千恵子君	三池 信君	河上丈太郎君	河野 正君	原 彪君	平岡忠次郎君		
床次 徳二君	富田 健治君	南 好雄君	宮澤 胤男君	木原津與志君	北山 愛郎君	広瀬 秀吉君	穂積 七郎君		
内藤 隆君	中垣 國男君	村上 勇君	毛利 松平君	久保 三郎君	久保田鶴松君	細迫 兼光君	堀 昌雄君		
中島 茂喜君	中野 四郎君	森 清君	森下 國雄君	久保田 豊君	栗原 俊夫君	前田榮之助君	松井 政吉君		
中村 梅吉君	中村 幸八君	森田重次郎君	森山 欽司君	栗林 三郎君	栗田 壽男君	松井 誠君	松前 重義君		
中村庸一郎君	中山 榮一君	八木 徹雄君	保岡 武久君	小林 信一君	小林 進君	三木 喜夫君	三宅 正一君		
永田 亮一君	瀧尾 弘吉君	山口 好一君	山手 満男君	小兒玉 末男君	五島 虎雄君	武藤 山治君	村山 喜一君		
橋橋 渡君	二階堂 進君	山中 貞則君	山村新治郎君	河野 密君	佐々木更三君	森島 守人君	森本 靖君		
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君	山本 猛夫君	吉田 重延君			八百板 正君	八木 一男君		

否とする議員の氏名
安宅 常彦君
有馬 輝武君
井伊 誠一君
井手 以誠君
石川 次夫君
石橋 政嗣君
板川 正吾君
緒方 孝男君
大原 亨君
岡田 利春君
加藤 勘十君
片島 港君
勝間田清一君
川俣 清吾君
河上丈太郎君
木原津與志君
久保 三郎君
久保田 豊君
栗林 三郎君
小林 信一君
小兒玉 末男君
河野 密君

○議長(清瀬一郎君) 次に、板川正吾君提出の下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案につき採決いたします。
この採決は記名投票をもって行ないます。本修正案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されんことを望みます。――閉鎖。
〔議場閉鎖〕
○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
○議長(清瀬一郎君) ただいまより五分間以内に投票なさる方は棄権とみなします。
〔投票継続〕

矢尾喜三郎君 安井 吉典君
安平 鹿一君 柳田 秀一君
山内 広君 山口丈太郎君
山口 鶴男君 山田 長司君
山中 吾郎君 山中日露史君
山花 秀雄君 湯山 勇君
横路 節雄君 吉村 吉雄君
和田 博雄君 渡辺 惣蔵君
川上 貫一君 志賀 義雄君
谷口善太郎君

○議長(清瀬一郎君) 制限の時間がま
いりました。投票箱閉鎖。開閉。
開鎖。

〔議場開鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いた
させます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事
務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数三百十六

可とする者(白票) 九十九

否とする者(青票) 二百十七

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、板川
正吾君提出の修正案は否決せられまし
た。(拍手)

板川正吾君提出の修正案を可とする
議員の氏名

安宅 常彦君 有馬 綱武君
井伊 誠一君 井岡 大治君
井手 以誠君 猪俣 浩三君
石川 次夫君 石田 有全君
石橋 政嗣君 石山 權作君
板川 正吾君 緒方 孝男君
大柴 滋夫君 大原 亨君
太田 一夫君 岡田 利春君
加藤 勤十君 加藤 清二君
片島 港君 勝澤 芳雄君
勝岡田清一君 角屋堅次郎君
川村 義義君 河上丈太郎君
河野 正君 木原津與志君

北山 愛郎君 久保 三郎君

久保田 豊君 栗原 俊夫君

栗林 三郎君 黒田 壽男君

小林 信一君 兒玉 末男君

五島 虎雄君 河野 密君

佐野 憲治君 坂本 泰良君

實川 清之君 島本 虎三君

東海林 登君 杉山元治郎君

鈴木茂三郎君 田口 誠治君

田中 武夫君 田邊 誠君

田原 春次君 多賀谷貞登君

高田 富之君 高津 正道君

橋 兼次郎君 辻原 弘市君

坪野 米男君 戸叶 里子君

中澤 茂一君 中村 重光君

中村 高一君 中村 英男君

永井勝次郎君 橋崎弥之助君

西村 関一君 野口 忠夫君

野原 覺君 芳賀 貢君

長谷川 保君 原 茂君

原 彪君 日野 吉夫君

平岡忠次郎君 広瀬 秀吉君

穂積 七郎君 細迫 兼光君

堀 昌雄君 前田榮之助君

松井 政吉君 松井 誠君

松前 重義君 三木 喜夫君

三宅 正一君 武藤 山治君

村山 喜一君 森島 守人君

森本 靖君 八木 一男君

矢尾喜三郎君 安平 鹿一君

柳田 秀一君 山内 広君

山口丈太郎君 山口 鶴男君

山田 長司君 山中 吾郎君

山中日露史君 山花 秀雄君

湯山 勇君 横路 節雄君

横山 利秋君 吉村 吉雄君

渡辺 惣蔵君

否とする議員の氏名

安倍晋太郎君 安藤 覺君

相川 勝六君 逢澤 寛君

愛知 揆一君 青木 正君

赤城 宗徳君 秋田 大助君

秋山 利恭君 天野 公義君

綾部健太郎君 荒松清十郎君

有田 喜一君 井山一太郎君

井村 重雄君 伊藤 五郎君

伊藤繁次郎君 伊藤繁次郎君

飯塚 定輔君 生田 宏一君

池田 清志君 石田 博英君

稲葉 修君 宇田 國榮君

宇野 宗佑君 上村千一郎君

植木庚子郎君 白井 莊一君

内海 安吉君 浦野 幸男君

江崎 眞澄君 小川 牛次君

小川 平二君 小沢 辰男君

小澤佐重喜君 小澤 太郎君

尾関 義一君 大石 武一君

大上 司君 大久保武雄君

大倉 三郎君 大高 康君

大橋 武夫君 大平 正芳君

大森 玉木君 岡崎 英城君

岡田 修一君 岡本 茂君

加藤 高藏君 加藤常太郎君

海部 俊樹君 金子 一平君

金子 岩三君 金丸 信君

上林山榮吉君 神田 博君

龜岡 高夫君 鴨田 宗一君

唐澤 俊樹君 飯谷 忠男君

川島正次郎君 川野 芳滿君

菅 太郎君 簡牛 凡夫君

木村 公平君 木村 俊夫君

木村 守江君 久野 忠治君

久保田四次君 久保田藤磨君

草野一郎平君 倉石 忠雄君

倉成 正君 蔵内 修治君

黒金 泰美君 小泉 純也君

小枝 一雄君 小金 義照君

小坂善太郎君 小島 敏三君

小平 久雄君 小山 長規君

河野 一郎君 細瀬 彌三君

佐々木秀世君 佐々木義武君

佐伯 宗義君 坂田 英一君

坂田 道太君 櫻内 義雄君

薩摩 雄次君 志賀健次郎君

始関 伊平君 椎熊 三郎君

椎名悦三郎君 重政 誠之君

篠田 弘作君 島村 一郎君

正示啓次郎君 白濱 仁吉君

周東 英雄君 壽原 正一君

鈴木 正吾君 鈴木 仙八君

鈴木 善幸君 砂原 格君

瀬戸山三男君 關谷 勝利君

國田 直君 田口長治郎君

田澤 吉郎君 田中 角榮君

田中 龍夫君 田中 正巳君

田邊 國男君 高田 富興君

高橋 英吉君 高橋清一郎君

高橋 等君 高見 三郎君

竹下 登君 竹山祐太郎君

館林三喜男君 谷垣 專一君

千葉 三郎君 津雲 國利君

津島 文治君 塚原 俊郎君

辻 寛一君 網島 正興君

寺島隆太郎君 徳安 實藏君

床次 徳二君 富田 健治君

内藤 隆君 中垣 國男君

中島 茂喜君 中野 四郎君

中村 梅吉君 中村 幸八君

中村庸一郎君 中山 榮一君

永田 亮一君 瀧尾 弘吉君

橋橋 渡君 二階堂 進君

丹羽喬四郎君 丹羽 兵助君

西村 英一君 西村 直己君

野田 卯一君 野田 武夫君

野原 正勝君 羽田武嗣郎君

橋本登美三郎君 長谷川四郎君

長谷川 峻君 八田 貞義君

濱野 清吾君 早川 崇君

林 博君 原 健三郎君

原田 憲君 廣瀬 正雄君

福家 俊一君 福田 篤泰君

福田 一君 福永 健司君

藤井 勝志君 藤枝 泉介君

藤田 義光君 藤原 節夫君

藤本 捨助君 船田 中君

古井 喜實君 古川 文吉君

保科善四郎君 保利 茂君

堀内 一雄君 前尾繁三郎君

前田 正男君 前田 義雄君

益谷 秀次君 増田甲子七君

松浦周太郎君 松田 鐵藏君

松永 東君 松野 順三君

松本 一郎君 松山千恵子君

三池 信君 南 好雄君

宮澤 胤勇君 村上 勇君

毛利 松平君 森 清君

森下 國雄君 森田重次郎君

森山 欽司君 八木 徹雄君

保岡 武久君 山口 好一君

山手 滿男君 山中 貞則君

山村新治郎君 山本 猛夫君

吉田 重延君 米山 恒治君

早稲田柳右衛門君 井堀 繁男君

稻富 稜人君 受田 新吉君

内海 清君 春日 一幸君

佐々木良作君 玉置 一徳君

門司 亮君

○議長(清瀬一郎君) 次に、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(清瀬一郎君) 投票を願います。——投票が済んだら降壇してください。

〔投票総統〕

○議長(清瀬一郎君) ただいまより三分間内に投票されぬ方は棄権されたものとみなします。

〔投票総統〕

○議長(清瀬一郎君) 所定の時間がまわりました。投票箱閉鎖。開票。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百二十八

可とする者(白票) 二百十九

〔拍手〕

否とする者(青票) 百九

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 安藤 覺君
相川 勝六君 滝澤 寛君
愛知 揆一君 青木 正君
赤城 宗徳君 赤澤 正道君
秋田 大助君 秋山 利恭君

足立 篤郎君 天野 公義君
綾部健太郎君 荒松清十郎君
有田 喜一君 井出 一太郎君
井原 岸高君 井村 重雄君
伊藤 五郎君 伊藤宗一郎君
伊能繁次郎君 飯塚 定輔君
生田 宏一君 池田 清志君
稲葉 修君 宇田 國榮君
宇野 宗佑君 上村 千一郎君
植木庚子郎君 白井 莊一君
内海 安吉君 浦野 幸男君
江崎 真澄君 小川 半次君
小川 平二君 小沢 辰男君
小澤佐重喜君 小澤 太郎君
尾関 義一君 大石 武一君
大上 司君 大久保武雄君
大倉 三郎君 大高 康君
大橋 武夫君 大平 正芳君
大森 玉木君 岡崎 英城君
岡田 修一君 岡本 茂君
加藤 高蔵君 加藤常太郎君
賀屋 興宜君 海部 俊樹君
金子 一平君 金子 岩三君
金丸 信君 上林山榮吉君
神田 博君 亀岡 高夫君
鴨田 宗一君 唐澤 俊樹君
飯谷 忠男君 川島正次郎君
川野 芳満君 菅 太郎君
簡牛 九夫君 木村 公平君
木村 俊夫君 木村 守江君
久野 忠治君 久保田円次君
久保田藤麿君 草野 一郎平君
倉石 忠雄君 倉成 正君

蔵内 修治君 黒金 泰美君
小泉 純也君 小枝 一雄君
小金 義照君 小坂善太郎君
小島 徹三君 小平 久雄君
小山 長規君 河野 一郎君
細川 彌三君 佐々木秀世君
佐々木義武君 坂田 英一君
坂田 道太君 櫻内 義雄君
笹本 一雄君 薩摩 雄次君
志賀健次郎君 始関 伊平君
椎名悦三郎君 重政 誠之君
篠田 弘作君 島村 一郎君
正示啓次郎君 白濱 仁吉君
周東 英雄君 壽原 正一君
鈴木 正吾君 鈴木 仙八君
鈴木 善幸君 砂原 格君
瀬戸山三男君 関谷 勝利君
園田 直君 田口長治郎君
田澤 吉郎君 田中 榮一君
田中 角榮君 田中 正巳君
田邊 國男君 高田 富與君
高橋 英吉君 高橋清一郎君
高橋 等君 高見 三郎君
竹下 登君 竹山祐太郎君
館林三喜男君 谷垣 專一君
千葉 三郎君 中馬 辰猪君
津雲 國利君 津島 文治君
塚原 俊郎君 辻 寛一君
寺島隆太郎君 渡海元三郎君
徳安 實蔵君 床次 徳二君
富田 健治君 内藤 隆君
中垣 國男君 中島 茂喜君

中曾根康弘君 中村 梅吉君
中村 幸八君 中村庸一郎君
中山 榮一君 永田 亮一君
灘尾 弘吉君 橋本 渡君
二階堂 進君 丹羽喬四郎君
丹羽 兵助君 西村 英一君
西村 直己君 野田 卯一君
野田 武夫君 野原 正勝君
羽田武嗣郎君 橋本登美三郎君
長谷川四郎君 長谷川 峻君
八田 貞義君 濱野 清吾君
早川 崇君 林 博君
原 健三郎君 原田 憲君
廣瀬 正雄君 福家 俊一君
福田 一君 福永 健司君
藤井 勝志君 藤枝 泉介君
藤田 義光君 藤原 節夫君
藤本 捨助君 船田 中君
古川 文吉君 保科善四郎君
保利 茂君 堀内 一雄君
本名 武君 前尾繁三郎君
前田 正男君 前田 義雄君
益谷 秀次君 増田甲子七君
松浦周太郎君 松澤 雄蔵君
松田 鐵蔵君 松永 東君
松野 頼三君 松本 一郎君
松山千恵子君 三池 信君
南 好雄君 村上 勇君
毛利 松平君 森 清君
森下 國雄君 森田重次郎君
森山 欽司君 八木 徹雄君
保岡 武久君 山口 好一君
山崎 巖君 山手 滿男君

否とする議員の氏名

山中 貞則君	山村新治郎君	田邊 誠君	田原 春次君
山本 猛夫君	吉田 重延君	多賀谷貞君	高田 富之君
米山 恒治君	早稲田柳右南君	橋 兼次郎君	辻原 弘市君
井堀 繁男君	稻富 稔人君	坪野 米男君	戸叶 里子君
内海 清君	春日 一幸君	堂森 芳夫君	中澤 茂一君
佐々木良作君	玉置 一徳君	中村 重光君	中村 高一君
門司 亮君		中村 英男君	永井勝次郎君
		檜崎弥之助君	成田 知巳君
		二宮 武夫君	西村 関一君
		西村 力弥君	野口 忠夫君
		野原 覺君	芳賀 貢君
		長谷川 保君	原 茂君
		原 彪君	日野 吉夫君
		肥田 次郎君	平岡忠次郎君
		広瀬 秀吉君	細迫 兼光君
		堀 昌雄君	前田榮之助君
		松井 政吉君	松井 誠君
		松前 重義君	三木 喜夫君
		三宅 正一君	武藤 山治君
		村山 喜一君	森島 守人君
		森本 靖君	八木 一男君
		矢尾喜三郎君	安井 吉典君
		安平 鹿一君	柳田 秀一君
		山内 広君	山口丈太郎君
		山口 鶴男君	山田 長司君
		山中 吾郎君	山中日露史君
		山花 秀雄君	湯山 勇君
		横路 節雄君	横山 利秋君
		吉村 吉雄君	渡辺 惣蔵君
		谷口善太郎君	

○議長(清瀬一郎君) 本日は、時間の関係上、この程度にとどめ、明二十八

日午前十時より本会議を開くことといたします。

本日は、これにて延会いたします。

午後十時六分延会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 田中 角榮君
通商産業大臣 福田 一君
労働大臣 大橋 武夫君
自治大臣 篠田 弘作君

出席政府委員

内閣法制局長官 林 修三君
内閣法制局長官 吉國 一郎君
第三部長 徳安 實蔵君
総理府総務長官 渡邊喜久造君
公正取引委員会委員長 渡邊喜久造君
中小企業庁 加藤 悌次君
振興部長 加藤 悌次君
中小企業庁 加藤 悌次君
指導部長 影山 衛司君

○朗読を省略した議員の報告

(政府委員承認)

一、昨二十六日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

水産庁長官代理 和田 正明

(政府委員任命)

一、昨二十六日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、二十六日議長において承認した。

て承認した和田正明を同日第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨二十六日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、同日(水産庁長官)庄野五一郎の第四十三回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任)

一、昨二十六日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。

内閣委員

亀岡 高夫君 西村 関一君
受田 新吉君 森 清君
山崎 始男君 鈴木 義男君

外務委員

宇都宮徳馬君 伊藤宗一郎君
文教委員 鈴木 義男君
社会労働委員 鈴木 善幸君

社会労働委員

松山千恵子君 鈴木 善幸君
浦野 幸男君 佐々木義武君
星島 二郎君 前尾繁三郎君

運輸委員

砂原 格君 南條 徳男君
通信委員 鈴木 善幸君
星島 二郎君 前尾繁三郎君

通信委員

鈴木 善幸君 南條 徳男君
星島 二郎君 前尾繁三郎君
森 清君 浦野 幸男君

建設委員

細田 吉蔵君 松山千恵子君
亀岡 高夫君 佐々木義武君
山崎 始男君 西村 関一君

建設委員

山崎 始男君 西村 関一君
(常任委員補欠選任)

一、昨二十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

森 清君 山崎 始男君
鈴木 義男君 亀岡 高夫君
西村 関一君 受田 新吉君

外務委員

伊藤宗一郎君 宇都宮徳馬君
文教委員 鈴木 義男君
社会労働委員 鈴木 善幸君

社会労働委員

鈴木 善幸君 松山千恵子君
山崎 始男君 星島 二郎君
浦野 幸男君 佐々木義武君

運輸委員

南條 徳男君 砂原 格君
通信委員 鈴木 善幸君
松山千恵子君 細田 吉蔵君

通信委員

佐々木義武君 浦野 幸男君
亀岡 高夫君 前尾繁三郎君
森 清君 星島 二郎君

建設委員

南條 徳男君 鈴木 善幸君
西村 関一君 山崎 始男君

(特別委員解任)

一、昨二十六日、議長において、次の特別委員の解任を許可した。

災害対策特別委員

網島 正興君 内藤 隆君

昭和三十八年六月二十七日 衆議院會議錄第四十二号 朗説を省略した議長の報告

(特別委員補欠選任)

災害対策特別委員

歸本 虎三君 王置一 德君

（議案提出）

農林漁業団体職員共済組合法の一

十三名提出)

日本鐵道建設公団法案に対する修

正案（久保三郎君提出）

中小企業基本法案に対する修正案

〔田中武夫君外十名拔擢〕

豪雪に際して地方公共団体が行な

〔議案付託〕

豪雪に際して地方公共団体が行な

る公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案

(內閣提出第一八四號)

【議案送付】

中小企業基本法案

〔議案撤回〕

激甚災害に対処するための特別の

財政援助等に関する法律の一部を
改正する法律案（稲村隆一君外十

三名提出

中小企業基本法案に対する修正案

(永井勝次郎君提出)

中小企業基本法案に対する修正案

(田中武夫君提仕)

中小企業基本法案に文する修正

（北山愛閑著）

（黃山可火其是山）

中小企業基本法案に対する修正案

(中村重光君提出)

(議案撤回通知)

一、次の議案は、昨二十六日、提出者が撤回した旨参議院に通知した。

兼^{じん}甚災害に対処するための特別の

財政援助等に関する法律の一部を

改正する法律案（稻村隆一君外十

三名提出

明治二十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円

(ただし良質紙は二十四)
(配送料とも)

發行所

大藏省印刷局 電話 東京

官 天

九九九九

代代代代

1111